

勝浦市国土強靱化地域計画

令和3年3月

勝 浦 市

目次

第1章 総論	1
1. 計画の策定趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画期間.....	2
4. 本市の地域特性.....	3
第2章 脆弱性評価	7
1. 想定するリスク.....	7
2. 基本目標.....	11
3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	11
4. 施策分野の設定.....	13
5. 脆弱性評価の考え方.....	14
6. 脆弱性評価の実施手順.....	15
第3章 強靱化の推進方針	17
1. リスクシナリオごとの推進方針.....	17
2. 施策分野ごとの推進方針.....	43
3. 脆弱性評価と提案事業.....	57
第4章 計画の推進と進捗管理	61
1. 施策の重点化.....	61
2. 推進体制.....	62
3. 進捗管理.....	62
4. 計画の見直し.....	62
脆弱性評価に関する資料	63

第1章 総論

1. 計画の策定趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を教訓として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を閣議決定しています。

また、平成30年12月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢等の変化を踏まえ、国土強靱化の更なる加速化・深化を目的とした基本計画の見直しを行うとともに、令和元年6月には、PDCAサイクルの充実・強化を目的とした「国土強靱化年次計画2019」を策定するなど、政府一丸となった強靱な国づくりが進められています。

<基本計画における国土強靱化の理念>

いかなる災害が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進することとする。

これらを受け、千葉県では基本法に基づくとともに、基本計画と調和した「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を平成29年1月に策定し、推進しているところです。

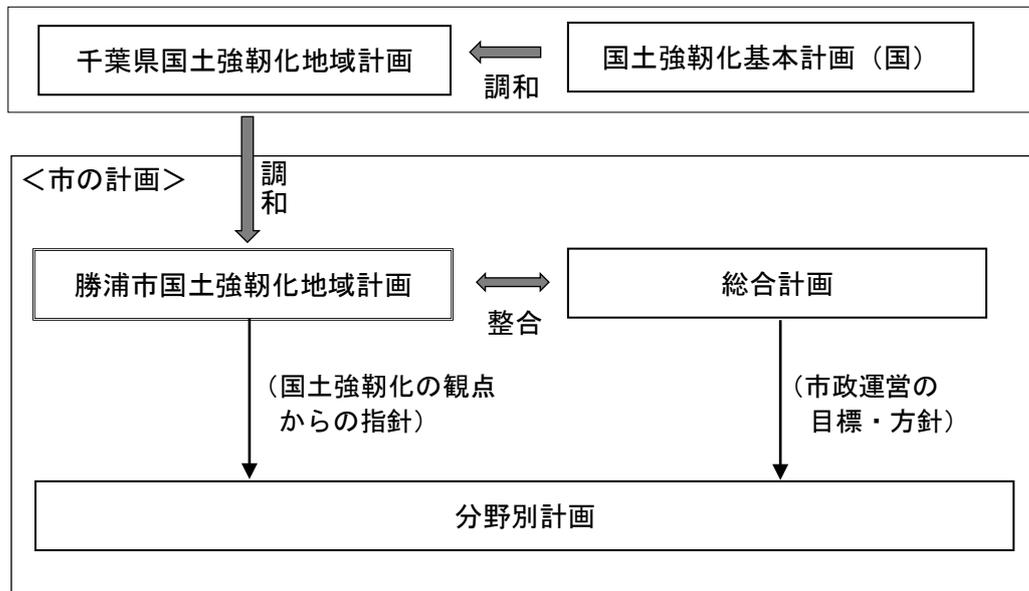
本市においても、首都直下地震や南海トラフ地震などの大地震に加え、気候変動による台風の大規模化や暴風雨など、多岐にわたる大規模自然災害等の発生のおそれが懸念されるなか、こうした大規模自然災害等がいつ起ころうとも、最悪な事態に陥ることのない「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な社会を平時から作り上げていく必要があります。

本計画は、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧、復興が可能な都市を作り上げていくため、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

また、本計画は、基本法第14条に基づき基本計画との調和を保つとともに、勝浦市総合計画や勝浦市地域防災計画など、本市の他計画と整合を図り策定するものです。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとします。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況及び他計画の動向など、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 本市の地域特性

(1) 位置と地勢

本市は房総半島の南東部、太平洋に面しており、県庁所在地である千葉市から南へ約60km、東京都心から75km圏内に位置します。

本市の区域は東西約14.0km、南北12.5km、周囲長67.0km、総面積93.96km²となっており、西は鴨川市、北西から北は大多喜町、北東はいすみ市、東は御宿町にそれぞれ隣接しています。

また、黒潮が北上する太平洋に面した海岸線は自然景観に富んでいる一方、市北西部は房総丘陵に属する海拔150m～250mの丘陵性山地が広く分布し、平坦地が少ない地形となっています。

<勝浦市の位置図>



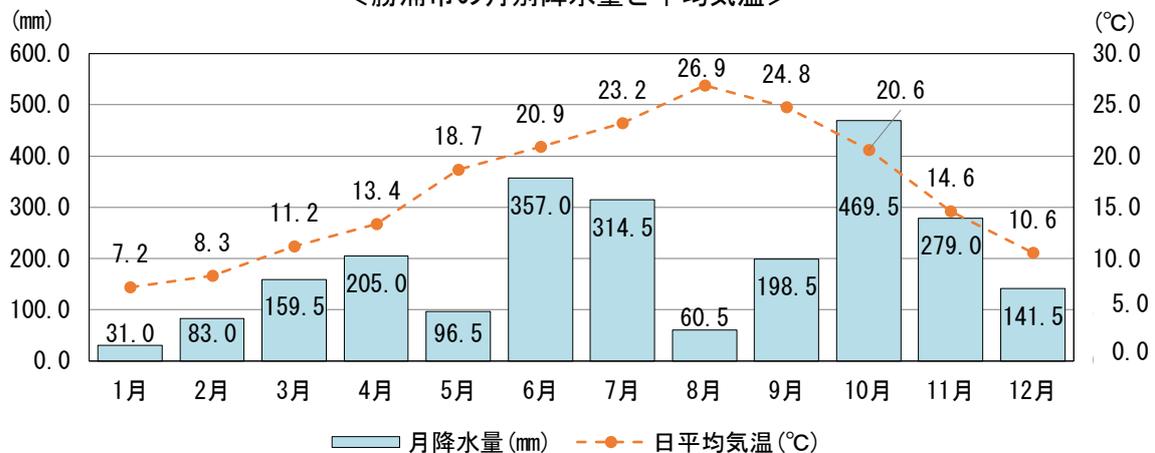
出典：勝浦市都市計画マスタープラン

(2) 気候

本市は、県南東部に位置しており黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海岸気候の特性を呈し、年間平均気温は15℃を超え、積雪を見ることはまれで居住性に優れています。

気象庁勝浦特別地域気象観測所における観測では、令和元年の年間平均気温は16.7℃、年間降水量は2,395.5mmとなっています。降水量の季節的変化をみると、秋に多く、春、夏がこれに次ぎ、冬は最も少なくなっており、秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短時間に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多くなっています。

<勝浦市の月別降水量と平均気温>



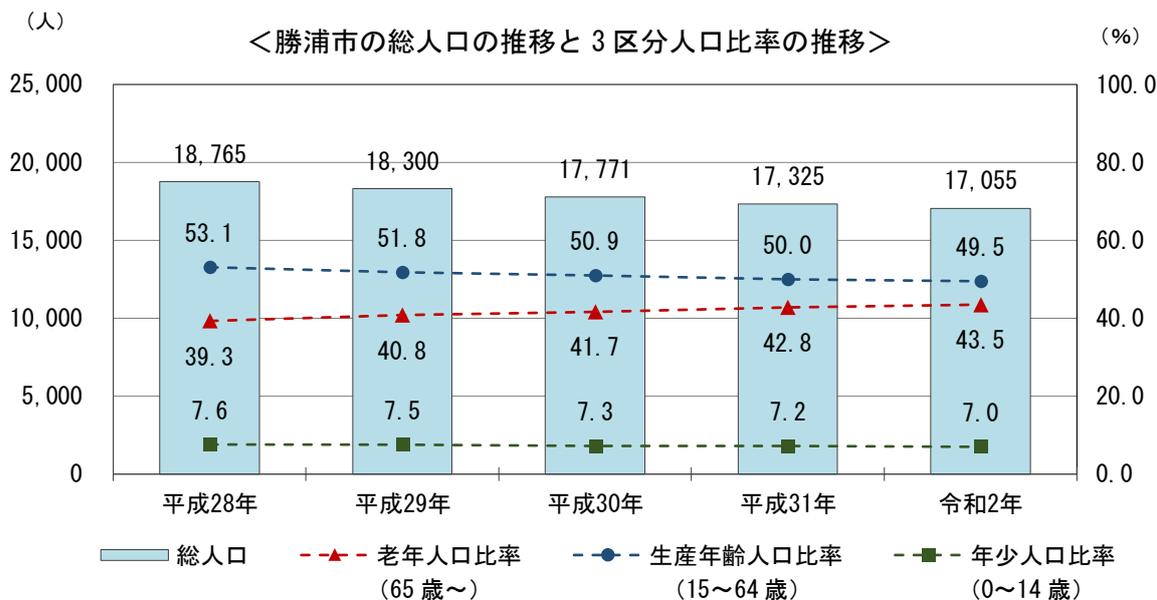
出典：気象庁ホームページ

(3) 社会特性

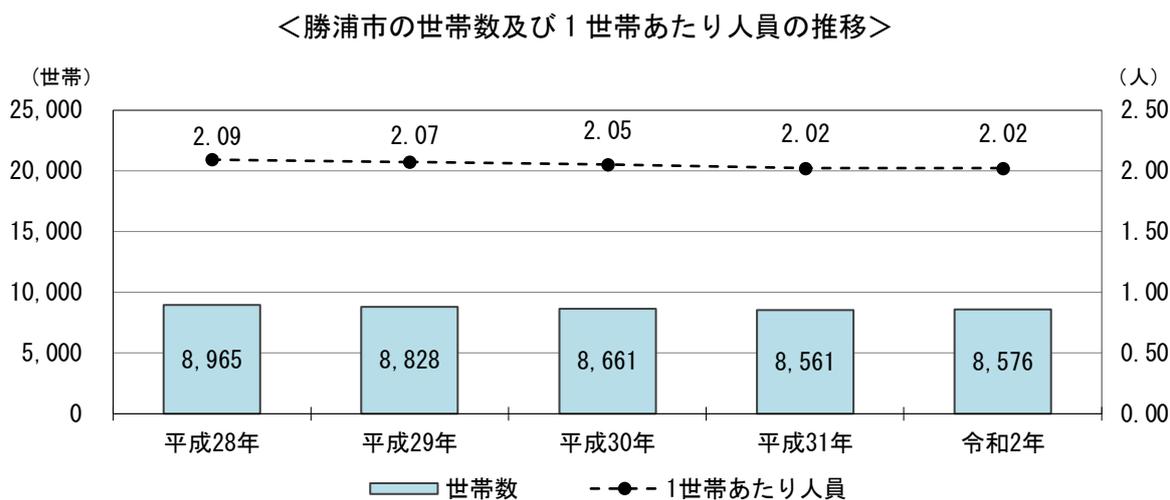
ア 人口・世帯数

本市の人口は、令和2年4月1日現在で17,055人、世帯数は8,576世帯となっており、ともに減少傾向となっています。

また、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は43.5%と高い水準にあり、少子高齢化が進んでいます。



出典：千葉県の統計情報（各年4月1日）



出典：千葉県の統計情報（各年4月1日）

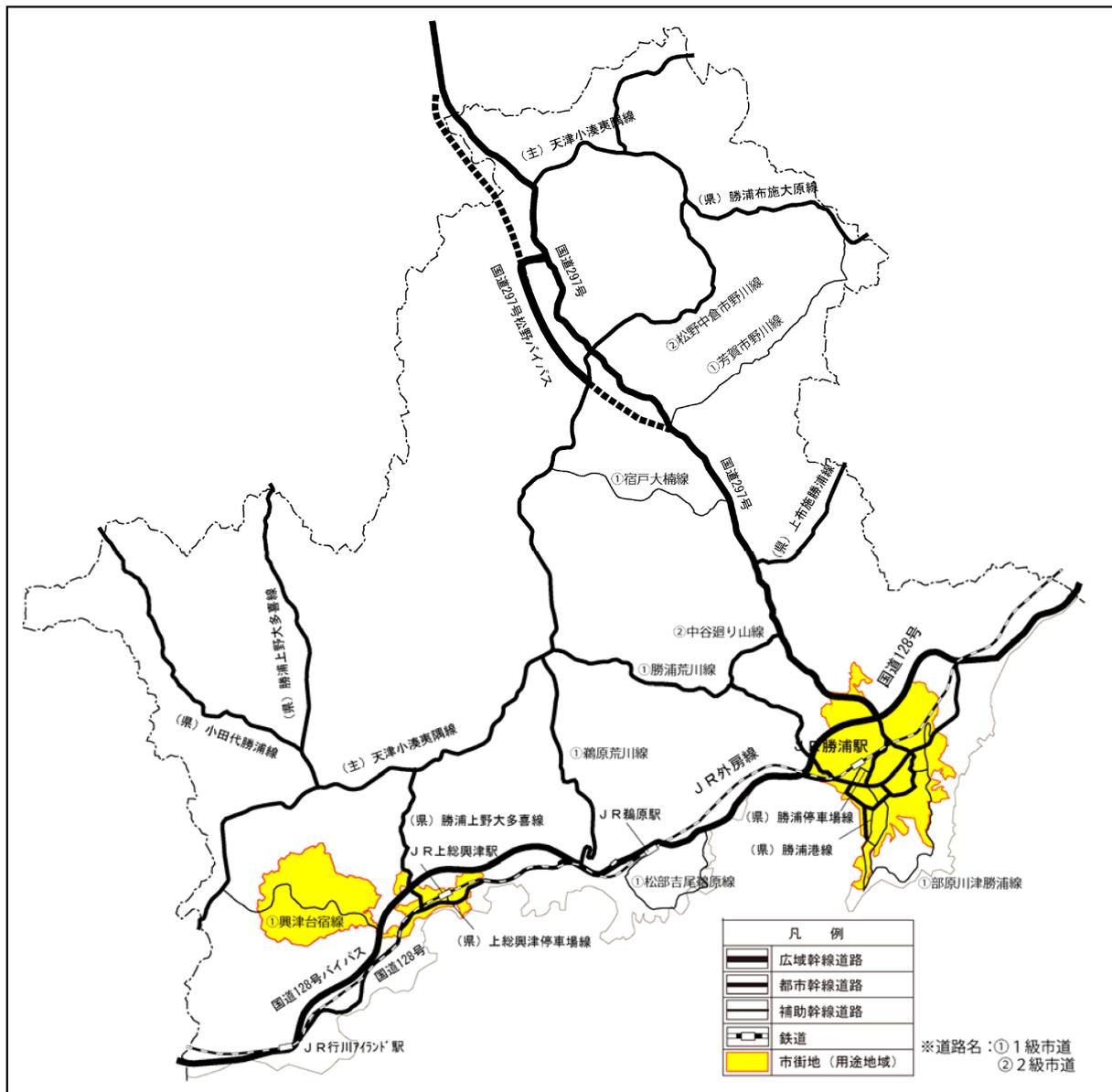
イ 交通

本市の幹線道路網は、海岸沿いを東西方向に連絡する国道128号及び国道128号バイパスと、南北方向に千葉市方面とを結ぶ国道297号を主軸とし、主要地方道天津小湊夷隅線と一般県道6路線及び幹線市道により形成されています。

都市計画道路の整備率は、9%と極めて低くなっています。

鉄道は、JR外房線が海岸沿いに東西方向を連絡しており、市内には勝浦駅及び鶴原駅、上総興津駅、行川アイランド駅の4駅が設置されており、利用者数は勝浦駅が最も多くなっています。

<勝浦市の幹線道路網及び鉄道路線図>



出典：勝浦市都市計画マスタープラン

ウ 住宅

住宅総数 11,236 棟に対し、木造住宅は 10,578 棟となっており、そのうち、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）で建築された住宅は、6,225 棟と木造住宅の 58.8%を占めています。

耐震性を有する住宅（旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）で建築された住宅のうち、耐震基準を満たすものと、新耐震基準（昭和 56 年 6 月以降）で建築されたものの合計）は 5,641 棟となっており、耐震化率は 50.2%となっています。

なお、木造住宅の合計では耐震化率が 48.3%、非木造住宅の合計では耐震化率が 80.4%となっています。

＜住宅の耐震化の現状＞

用途区分	総棟数 a=b+e	昭和 56 年 5 月以前の住宅			昭和 56 年 6 月以降の 住宅 e	耐震性を 有する 住宅 f=d+e	耐震化率 (%) g=f/a
		b=c+d	耐震性 なし c	耐震性 あり d			
戸建住宅	10,804	6,347	5,586	761	4,457	5,218	48.3
木造	10,231	6,203	5,459	744	4,028	4,772	46.6
非木造	573	144	127	17	429	446	77.8
共同住宅	432	32	9	23	400	423	97.9
木造	347	22	7	15	325	340	98.0
非木造	85	10	2	8	75	83	97.6
住宅合計	11,236	6,379	5,595	784	4,857	5,641	50.2
木造	10,578	6,225	5,466	759	4,353	5,112	48.3
非木造	658	154	129	25	504	529	80.4

出典：勝浦市耐震改修促進計画（平成 29 年度）

第2章 脆弱性評価

1. 想定するリスク

本市の災害の記録を顧みると、地震及び津波、風水害に大別されます。したがって、本計画において想定するリスクは、地震及び津波、洪水、土砂災害を主とした大規模自然災害とします。

本市に被害をもたらした災害のうち、「地震・津波」及び「風水害」について、被害の状況を整理して以下に示します。

(1) 地震・津波

千葉県は、日本海溝と相模トラフに囲まれているため、本市は海域を震源とする大規模地震に強く影響を受ける地理的条件にあるとされています。

江戸時代から現代まで本市に影響を及ぼした主な地震は下表のとおりであり、過去に大きな被害をもたらした地震は、おおむね60年に1度発生している状況にあり、今後、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震としては、駿河トラフ沿いの「東海地震」、相模トラフ沿い及び房総半島沖を震源域とするマグニチュード8クラスの大規模地震に加え、東海・東南海地域を震源とするマグニチュード8クラスの南海トラフ地震、南関東地域におけるマグニチュード7クラスの直下地震（首都直下地震）の発生が懸念されています。

＜勝浦周辺が影響を受けた主な地震（江戸時代以降）(1)＞

番号	西暦年月日 日本暦年月日	震央		マグニチュード	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名				
1	1605.2.3 慶長9年12月16日 【慶長南海・東海地震】 (慶長房総大地震)	140.3 34.3	房総沖	7.9	山崩れが多く発生した。	房総半島東に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数。
2	1677.11.4 延宝5年10月9日 【房総延宝地震】	141.5 36.6	茨城県沖	8.0	勝浦から東浪見にかけて被害が大きく、震度6程度と考えられる。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波波高は、大原4m、岩船7m、御宿6m。	家や漁船の被害が大きかった大原で倒家25戸、水死者9名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名。
3	1703.12.31 元禄16年11月23日 【元禄地震】	139.8 34.7	房総沖	8.2	安房地方で山崩れが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波波高は御宿8m、小湊6mなどであった。	津波による被害が主であった。小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名。

＜勝浦周辺が影響を受けた主な地震（江戸時代以降）（2）＞

番号	西暦年月日 日本暦年月日	震央		マグニチュード	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名				
4	1923.9.1 大正12年9月1日 【大正関東地震】	139.3 35.2	相模湾	7.9	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多く見られた。上総、安房地方の丘陵地では山崩れが多発した。三芳村付近は地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波波高は布良4.5m、勝山2.2m、木更津1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、消失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
5	1923.9.2 大正12年9月2日	140.4 35.1	勝浦沖	7.4	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で津波波高は30cmになった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
6	1960.5.23 昭和35年5月23日 【チリ地震津波】	73.5W 38.0S	チリ沖	8.5		九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波波高は銚子153cm、布良67cm。	津波による被害は死者1名（銚子）、負傷者2名、半壊家屋11戸、田畑の冠水173haに及んだ。
7	1987.12.17 昭和62年12月17日 【千葉県東方沖地震】	140.5 35.3	千葉県東方沖	6.7	山武、長生郡市を中心に、がけ崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、がけ崩れの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16棟、半壊家屋102棟、一部損壊71,212棟、断水49,752戸、停電287,900戸、ガス供給停止4,967戸、ブロック塀等の倒壊2,792か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
8	2011.3.11 平成23年3月11日 【東北地方太平洋沖地震】	142.9 38.1	三陸沖	9.0	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。液状化に伴う噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により、水道・下水道等のライフラインは至る所で破壊された。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機、住宅等にも傾きや沈み込みの被害が発生した。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を15時13分に観測。17時22分に津波の最大の高さ2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で23.7㎢に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防壁ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、住民の生命・財産を奪い去った。	平成30年7月1日現在死者22名（うち、津波による死者14名（旭市13名、山武市1名）、行方不明者2名（津波による）、負傷者261名。建物全壊801棟、半壊10,154棟、一部損壊55,068棟、建物火災15件、床上浸水157棟、床下浸水731棟。水道断水177,254戸、減水129,000戸。下水道24,300戸で使用制限。ガス8,631戸で停止。電気347,000戸で停電。国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。農業施設の損壊2,257カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等390隻。石油コンビナート爆発事故（市原市）。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。

(2) 風水害

<主な風水害被害の概要(1)>

災害原因	発生年月日	被害の概要						
		人的被害・人		住家被害・戸				がけくずれ 発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
関東地方南部の大雨	昭和45年 7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300
秋雨前線並びに台風25号に伴う大雨	昭和46年 9月6日 ～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760
台風6号及び梅雨前線に伴う大雨	昭和60年 6月30日 ～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400
台風10号に伴う大雨	昭和61年 8月4日 ～8月5日	—	4	7	2	1,922	4,194	328
熱帯低気圧による大雨	昭和63年 8月10日 ～8月11日	2	9	1	1	18	471	439
雷を伴った大雨	平成元年 7月31日 ～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661
茂原市竜巻災害	平成2年 12月11日	1	73	82	161	—	—	—
台風12号に伴う大雨	平成7年 9月17日	1	3	2	9	108	519	97
台風17号	平成8年 9月21日 ～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485
台風22号	平成16年 10月8日 ～10月10日	2	19	—	2	274	1,244	322
台風23号	平成16年 10月20日 ～10月21日	2	3	—	—	10	161	28
平成20年8月末豪雨	平成20年 8月28日 ～8月30日	—	1	—	—	156	876	2
平成21年8月大雨・洪水・暴風	平成21年 8月31日	—	5	—	—	35	—	—
台風18号	平成21年 10月8日	—	24	1	1	4	23	—
台風9号	平成22年 9月8日	—	1	—	—	114	191	—

＜主な風水害被害の概要（2）＞

災害原因	発生年月日	被害の概要						がけくずれ発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸				
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
台風15号	平成23年 9月20日	—	23	—	—	1	3	1
野田市 竜巻災害	平成25年 9月2日	—	1	1	5	—	—	—
台風26号	平成25年 10月15日	1	22	6	9	1,489	2,794	34
平成26年 大雪被害	平成26年 2月8日	2	450	—	—	—	—	—
平成26年 大雪・大雨 洪水	平成26年 2月14日 ～15日	—	96	—	—	—	—	—
台風18号	平成26年 10月5日	2	14	—	1	4	30	9
房総半島 台風（*）	令和元年 9月9日	2	84	420	4,406	48	92	5
東日本 台風（*）	令和元年 10月12日	1	26	32	272	25	69	—
10月25日 の大雨（*）	令和元年 10月25日	11	7	36	1,719	453	842	32

※人的被害の死者には、行方不明者を含む。

*房総半島台風、東日本台風及び10月25日の大雨の被害の概要は、令和2年5月14日現在の数値となります。

2. 基本目標

基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針をはじめ、基本計画や県計画における基本目標を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4つの基本目標を実現するために、本市の強靱化を推進するものとします。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本法では基本計画の作成における脆弱性評価について、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとしています。

本計画ではこの規定を準用したうえで、基本計画及び県計画が設定している起きてはならない最悪の事態を参考にしながら4つの基本目標を達成するため、本市の地域特性や想定するリスクを踏まえ、下表のとおり8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

＜起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定＞

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
I. 人命の保護が最大限図られること II. 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波の発生及び津波流入による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	救助・救急、医療活動の長期途絶
		2-4	想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	要配慮者利用施設機能の麻痺
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所、消防署、警察署等の職員や、管理施設・設備の被災による行政機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地域経済活動の低下
		5-2	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気・ガス・水道等）の長期間にわたる供給停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-3	異常湧水等による用水の供給途絶
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-3		ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-4		農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響	
	8-5	教育施設等への甚大な影響	

4. 施策分野の設定

脆弱性評価を行うにあたり、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に必要な施策を念頭に置きつつ、基本計画及び県計画で設定された施策分野を参考にするとともに、本市総合計画の後期基本計画が設定する施策分野との整合性を考慮して、9つの個別施策分野と3つの横断的施策分野を設定し、事項のとおり評価を行います。

<施策分野の設定>

[個別施策分野]	①行政機能/警察・消防等 ⑥交通・物流 ②住宅・都市 ⑦農林水産 ③保健医療・福祉 ⑧環境 ④情報通信 ⑨教育 ⑤産業構造
[横断的施策分野]	①リスクコミュニケーション ②老朽化対策 ③少子高齢化対策

5. 脆弱性評価の考え方

脆弱性の分析・評価では、まず、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策（事業）群を「プログラム」として整理します。

■ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「プログラム」の関係（例）

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野				
	行政機能/警察・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	情報通信	..
建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	消防・防災施設の整備	耐震改修促進事業	避難行動要支援者名簿の整備	—	
不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	消防・防災施設の整備	—	—	—	
・ ・	プログラム (リスクシナリオごとの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群)				

次に、各プログラムを構成する個別の施策（事業）ごとの課題や進捗状況を把握し、施策（事業）によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるかを検討し、不可能である場合に何が足りないかということ『脆弱性』として評価し、その結果について、プログラムごとにとりまとめを行います。このとき、施策（事業）の現況を把握するため、定量的な「重要業績指標」を必要に応じて設定します。

また、施策分野（個別施策分野・横断的施策分野）ごとに取り組むべき課題を明らかにするため、個別の施策（事業）の評価結果を施策分野（個別施策分野・横断的施策分野）ごとに整理します。

■ 脆弱性評価・分析の方法

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野					プログラムの評価 (脆弱性を評価)
	行政機能/警察・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	情報通信	..	
建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	消防・防災施設の整備	耐震改修促進事業	避難行動要支援者名簿の整備	—		→
不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	消防・防災施設の整備	—	—	—		
・ ・	施策分野ごとの評価【整理】					

6. 脆弱性評価の実施手順

【STEP1】 施策（事業）の個別施策分野への振り分け

現在、市が実施している各種事業について、どの施策分野に該当するかを整理します。

整理にあたっては、総合計画に示された各施策分野を強靱化計画において設定した各施策分野に振り分けることによって、各施策分野につながる事業の振り分けを行います。

【STEP2】 施策（事業）のリスクシナリオへの振り分け

次に、市が実施している各種事業が、どのリスクシナリオを回避するために必要かを整理します。

これにより、脆弱性評価シートが完成します。

【STEP3】 各種事業の定量的評価

脆弱性評価シートを完成させたのち、各事業の評価を行い、強靱化に対する各事業の効果度により、リスクシナリオごとの脆弱性を評価します。

施策（事業）の評価は、事業そのものの特性と現在の取組み状況を指標とし、事業特性及び取組み状況ともに、以下に示す5つの観点より評価し、各々A～Dの領域に区分します。

このとき、Aの領域に該当する施策（事業）は、引き続き施策（事業）を継続することで強靱化に対する効果が得られると判断し、B～Dの各領域に該当する施策（事業）については、強靱化に向けた今後のあり方等を検討する施策（事業）と評価します。

■ 事業評価の考え方

		取組み状況			
		十分 やっている	ある程度 やっている	やっていない	わからない
施策（事業） の特性	防災・減災対策を直接の目的とした事業である	リスクシナリオの回避に大きな効果が見込まれる	A（引き続き維持）	B（取組みの強化が必要）	
		リスクシナリオの回避にある程度の効果が見込まれる			
	防災・減災対策を直接の目的とした事業ではない	リスクシナリオの回避に大きな効果が見込まれる	C（取組みの工夫が必要）	D（取組み方針の検討が必要）	
		リスクシナリオの回避にある程度の効果が見込まれる			
	関連する他の事業と連携することで効果が見込まれる				

【STEP4】 リスクシナリオごとの脆弱性評価

以上の手順で各種施策（事業）を整理することで、リスクシナリオごとに強化すべき施策（事業）や、取組みを工夫すべき施策（事業）を浮き彫りにするとともに、リスクシナリオに

対する施策（事業）数等を勘案し、新規施策（事業）を展開する必要があるリスクシナリオを把握します。

【STEP5】横断的施策分野の設定

横断的施策分野は、各事業の特性を踏まえ「リスクコミュニケーション」又は「老朽化対策」、「少子高齢化対策」に該当すると判断される施策（事業）を抽出・設定します。

第3章 強靱化の推進方針

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、各リスクシナリオを回避するために有効と判断できる現在実施中の施策や、今後実施する予定の施策を次に整理しました。

また、施策ごとの進捗状況を示す重要業績指標（KPI）をできる限り設定しました。

※ ●は再掲です

1. リスクシナリオごとの推進方針

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【消防・防災施設の整備】

- 消防団が使用する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車を適切に更新し、地域防災力の強化を図ります。
- 消防器具置場兼詰所の適正な維持管理に努め、地域防災力の強化を図ります。
- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。
- 未給水地域への水道管新規布設に合わせ、新規消火栓を設置するとともに、配水管の布設替えに合わせ老朽化した消火栓の修繕や適正な設置場所への整備を推進し、消防力の強化を図ります。

【重要業績指標】

消防団が使用する消防車両の更新数 : 25台 ⇒ 33台
 消防器具置場兼詰所の建替数 : 25箇所 ⇒ 30箇所
 防災行政無線のデジタル化更新率 : 1% ⇒ 90%
 消火栓の新規・交換工事 : 実施 ⇒ 実施

【消防・防災体制の充実】

- 家具転倒を防ぎ、怪我の防止や、その後の避難に支障のないよう、家具の固定方法等の啓発に努めます。
- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

【重要業績指標】

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施

【良質な住宅ストックの維持】

- 耐震改修促進計画に基づき、個人住宅の耐震診断及び耐震改修費用を助成し、建築物の耐震化の向上を図ります。

【避難行動要支援者名簿の整備】

- 避難行動要支援者名簿の整備を促進し、平常時から消防機関、区、自主防災組織、民生委員等の支援者との情報共有を図り、災害発生時における被害の軽減に努めます。

【重要業績指標】

名簿登載者数 : 265人 ⇒ 逐次追加

【道路・交通基盤の整備】

- 未整備道路の整備や既存道路の拡幅、効果的な道路改良の推進により、安全で快適な道路・交通網の整備を推進し、災害発生時における安全な移動経路の確保に努めます。
- 橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図り、地域の道路網の安全性・信頼性の確保に努めます。

【重要業績指標】

道路改良完了延長 : 1,246.7m ⇒ 1,601.7m

橋りょう補修完了箇所 : 2箇所 ⇒ 21箇所

橋りょう修繕計画完了箇所 : 1箇所 ⇒ 30箇所

【耐震化した学校施設の維持管理】

- 令和2年度までに耐震化工事を実施した市内小学校体育館の維持管理に努めます。

【芸術文化交流センター・コミュニティ集会所の維持管理】

- 災害発生時の指定避難所等としての機能がある、芸術文化交流センター及び上野・総野・興津の各集会所において、各施設・設備の維持管理に努めます。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

【消防・防災施設の整備】

- 消防団が使用する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車を適切に更新し、地域防災力の強化を図ります。
- 消防器具置場兼詰所の適正な維持管理に努め、地域防災力の強化を図ります。
- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。
- 未給水地域への水道管新規布設に合わせ、新規消火栓を設置するとともに、配水管の布設替えに合わせ老朽化した消火栓の修繕や適正な設置場所への整備を推進し、消防力の強化を図ります。

【重要業績指標】

消防団が使用する消防車両の更新数 : 25台 ⇒ 33台

消防器具置場兼詰所の建替数 : 25箇所 ⇒ 30箇所

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1% ⇒ 90%

消火栓の新規・交換工事 : 実施 ⇒ 実施

【耐震化した学校施設の維持管理】

- 令和2年度までに耐震化工事を実施した市内小学校体育館の維持管理に努めます。

【芸術文化交流センター・コミュニティ集会施設の維持管理】

- 災害発生時の指定避難所等としての機能がある、芸術文化交流センター及び上野・総野・興津の各集会所において、各施設・設備の維持管理に努めます。

1-3 広域にわたる大規模津波の発生及び津波流入による多数の死者の発生

【消防・防災施設の整備】

- 消防団が使用する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車を適切に更新し、地域防災力の強化を図ります。
- 消防器具置場兼詰所の適正な維持管理に努め、地域防災力の強化を図ります。
- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。

【重要業績指標】

消防団が使用する消防車両の更新数 : 25台 ⇒ 33台
 消防器具置場兼詰所の建替数 : 25箇所 ⇒ 30箇所
 防災行政無線のデジタル化更新率 : 1% ⇒ 90%

【消防・防災体制の充実】

- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。
- 津波避難場所に至る経路も含めた維持管理に努めるとともに、避難経路への太陽光蓄電照明や蓄光看板の設置を促進します。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。

【重要業績指標】

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施
 防災メール登録者数 : 2,294人 ⇒ 2,300人
 防災アプリ登録者数 : 2,375人 ⇒ 3,000人
 津波避難場所数 : 72箇所 ⇒ 72箇所
 防災士育成事業補助金 : 1人 ⇒ 3人

【避難行動要支援者名簿の整備】

- 避難行動要支援者名簿の整備を促進し、平常時から消防機関、区、自主防災組織、民生委員等の支援者との情報共有を図り、災害発生時における被害の軽減に努めます。

【重要業績指標】

名簿登載者数 : 265人⇒ 逐次追加

【海岸堤防等老朽化対策】

- 災害発生時においても、社会経済活動の継続に必要となる港湾施設の機能を維持するため、各海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく老朽化対策工事を適切に推進します。

【重要業績指標】

海岸保全施設の老朽化対策 : 0% ⇒ 100%

【防災授業の実施】

- 防災意識を高めるため、東日本大震災の被災者の講話などの防災授業の導入に向けた検討を推進します。

【重要業績指標】

防災授業実施 : 実施 ⇒ 実施

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【消防・防災体制の充実】

- 災害初期対応においては、「自助・共助」の役割が重要であるため、各地区へ自主防災組織を設立し、地域ごとの防災力を高めることを推進します。
- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数） : 56% ⇒ 78%

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施

【避難行動要支援者名簿の整備】

- 避難行動要支援者名簿の整備を促進し、平常時から消防機関、区、自主防災組織、民生委員等の支援者との情報共有を図り、災害発生時における被害の軽減に努めます。

【重要業績指標】

名簿登載者数 : 265人⇒ 逐次追加

【道路・交通基盤の整備】

- 道路の舗装修繕の推進や路面排水機能の向上により、災害発生時の住民の移動における安全性確保に努めます。
- 災害発生時の被害を最小限にするために、河川水の流れを円滑にするとともに、法面崩落や決

壊を防止するための整備を図ります。

【重要業績指標】

排水整備完了延長 : 374.6m ⇒ 738.5m

河川改修事業補修箇所 : 実施 ⇒ 実施

【ため池の適正な管理】

○地域との連携によりため池の機能維持管理、水位の常時監視や水資源確保のための管理者育成・確保など管理体制の強化を図ります。

【重要業績指標】

ため池の適正な管理 : 0% ⇒ 100%

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

【消防・防災施設の整備】

●老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。

【重要業績指標】

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1%⇒90%

【消防・防災体制の充実】

●広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。

●気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。

●住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

○津波、高潮、土砂災害、洪水、ダム等の決壊など、自然災害による被害予測をハザードマップに記載することで住民に周知し、意識の啓発に努めます。

【重要業績指標】

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施

防災メール登録者数 : 2,294人 ⇒ 2,300人

防災アプリ登録者数 : 2,375人 ⇒ 3,000人

ハザードマップ更新 : 実施済み⇒ 適宜実施

【避難行動要支援者名簿の整備】

●避難行動要支援者名簿の整備を促進し、平常時から消防機関、区、自主防災組織、民生委員等の支援者との情報共有を図り、災害発生時における被害の軽減に努めます。

【重要業績指標】

名簿登載者数 : 265 人⇒ 逐次追加

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【消防・防災施設の整備】

- 消防団が使用する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車を適切に更新し、地域防災力の強化を図ります。
- 消防器具置場兼詰所の適正な維持管理に努め、地域防災力の強化を図ります。
- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。

【重要業績指標】

消防団が使用する消防車両の更新数 : 25 台 ⇒ 33 台

消防器具置場兼詰所の建替数 : 25 箇所⇒ 30 箇所

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1%⇒90%

【消防・防災体制の充実】

- 災害初期対応においては、「自助・共助」の役割が重要であるため、各地区へ自主防災組織を設立し、地域ごとの防災力を高めることを推進します。
- 災害発生時に自主的な救命活動が行われるよう、避難訓練や地域の自主防災組織の訓練機会をとらえ、消防署と連携した救命救急講習を行います。
- 自助の考えに基づき推奨されている避難時の食料等が、災害の発生形態によっては持ち出せない場合を想定して、市として一定の備蓄の確保に努めます。
- 家具転倒を防ぎ、怪我の防止や、その後の避難に支障のないよう、家具の固定方法等の啓発に努めます。
- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。
- 津波避難場所に至る経路も含めた維持管理に努めるとともに、避難経路への太陽光蓄電照明や蓄光看板の設置を促進します。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。
- 津波、高潮、土砂災害、洪水、ダム等の決壊など、自然災害による被害予測をハザードマップに記載することで住民に周知し、意識の啓発に努めます。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数） : 56% ⇒ 78%

救命救急講習会の実施 : 中止 ⇒ 実施

備蓄食料の食数 : 10,968 食 ⇒ 25,000 食
 備蓄飲料水 : 15,960 リットル ⇒ 25,000 リットル
 ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施
 防災メール登録者数 : 2,294 人 ⇒ 2,300 人
 防災アプリ登録者数 : 2,375 人 ⇒ 3,000 人
 津波避難場所数 : 72 箇所 ⇒ 72 箇所
 防災士育成事業補助金 : 1 人 ⇒ 3 人
 ハザードマップ更新 : 実施済み ⇒ 適宜実施

【避難行動要支援者名簿の整備】

- 避難行動要支援者名簿の整備を促進し、平常時から消防機関、区、自主防災組織、民生委員等の支援者との情報共有を図り、災害発生時における被害の軽減に努めます。

【重要業績指標】

名簿登載者数 : 265 人 ⇒ 逐次追加

【非常用無線機の災害時等における安定的な通信に向けた取組みの推進】

- 災害時等における非常用無線機の安定的な通信に向けて、毎月テスト交信を実施します。

- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

【消防・防災体制の充実】

- 災害初期対応においては、「自助・共助」の役割が重要であるため、各地区へ自主防災組織を設立し、地域ごとの防災力を高めることを推進します。
- 自助の考えに基づき推奨されている避難時の食料等が、災害の発生形態によっては持ち出せない場合を想定して、市として一定の備蓄の確保に努めます。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数） : 56% ⇒ 78%
 備蓄食料の食数 : 10,968 食 ⇒ 25,000 食
 備蓄飲料水 : 15,960 リットル ⇒ 25,000 リットル
 防災士育成事業補助金 : 1 人 ⇒ 3 人

【防災備蓄品の整備】

- 児童生徒が各自、水・食料 1 食分を保護者負担により購入し、学校に備え置く取組みを実施します。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【消防・防災体制の充実】

- 津波避難場所に至る経路も含めた維持管理に努めるとともに、避難経路への太陽光蓄電照明や蓄光看板の設置を促進します。

【重要業績指標】

津波避難場所数 : 72箇所 ⇒ 72箇所

【道路・交通基盤の整備】

- 未整備道路の整備や既存道路の拡幅、効果的な道路改良の推進により、安全で快適な道路・交通網の整備を推進し、災害発生時における安全な移動経路の確保に努めます。
- 法面崩落や落石等を未然に防止するための整備を推進し、住民の安全性を確保する災害に強い道路づくりに努めます。
- 橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図り、地域の道路網の安全性・信頼性の確保に努めます。
- 老朽化したトンネルの計画的な維持補修によりトンネルの長寿命化を図り、災害発生時の安全な移動経路の確保に努めます。
- 災害発生時の被害を最小限にするために、河川水の流れを円滑にするるとともに、法面崩落や決壊を防止するための整備を図ります。
- 千葉土建一般労働組合いすみ支部及び勝浦市災害対策連絡会との協定を締結することにより、災害発生時の救出活動のほか、公共施設や道路等の修繕を迅速に行うために建築土木系団体との連携強化を図ります。

【重要業績指標】

道路改良完了延長 : 1,246.7m ⇒ 1,601.7m

吹付・落石防止網整備完了面積 : 603㎡ ⇒ 3,221㎡

落石防護柵整備完了延長 : 56m ⇒ 74m

舗装修繕計画完了箇所 : 0箇所 ⇒ 9箇所

橋りょう修繕計画完了箇所 : 1箇所 ⇒ 30箇所

橋りょう維持補修完了箇所 : 2箇所 ⇒ 21箇所

トンネル修繕完了箇所 : 0箇所 ⇒ 2箇所

河川改修事業補修箇所 : 実施 ⇒ 実施

災害対策を目的とした協定の締結 : 2団体 ⇒ 2団体

2-3 救助・救急、医療活動の長期途絶

【消防・防災体制の充実】

- 災害初期対応においては、「自助・共助」の役割が重要であるため、各地区へ自主防災組織を設立し、地域ごとの防災力を高めることを推進します。
- 災害発生時に自主的な救命活動が行われるよう、避難訓練や地域の自主防災組織の訓練機会を

とらえ、消防署と連携した救命救急講習を行います。

- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数）：56% ⇒ 78%
 救命救急講習会の実施：中止 ⇒ 実施
 防災士育成事業補助金：1人 ⇒ 3人

【保健・医療体制の充実】

- 災害発生時においても、医療施設の基本的な機能を維持し、長期途絶にならないために非常用発電機を導入する等、非常時にも活用できる電源の確保に努めます。

2-4 想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足

【消防・防災体制の充実】

- 災害初期対応においては、「自助・共助」の役割が重要であるため、各地区へ自主防災組織を設立し、地域ごとの防災力を高めることを推進します。
- 自助の考えに基づき推奨されている避難時の食料等が、災害の発生形態によっては持ち出せない場合を想定して、市として一定の備蓄の確保に努めます。
- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数）：56% ⇒ 78%
 備蓄食料の食数：10,968食 ⇒ 25,000食
 備蓄飲料水：15,960リットル ⇒ 25,000リットル
 ホームページ防災欄の運用：実施 ⇒ 実施

【防災備蓄品の整備】

- 児童生徒が各自、水・食料1食分を保護者負担により購入し、学校に備え置く取組みを実施します。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【消防・防災体制の充実】

- 災害発生時に自主的な救命活動が行われるよう、避難訓練や地域の自主防災組織の訓練機会をとらえ、消防署と連携した救命救急講習を行います。

- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数）：56% ⇒ 78%

【保健・医療体制の充実】

- 災害発生時においても、医療施設の基本的な機能を維持し、長期途絶にならないために非常用発電機を導入する等、非常時にも活用できる電源の確保に努めます。

2-6 被災地域における疫病・感染症等の大規模発生

【消防・防災体制の充実】

- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

【重要業績指標】

ホームページ防災欄の運用：実施 ⇒ 実施

【浄化槽設置の促進】

- 個人住宅に対して合併処理浄化槽を設置する際に一部補助を行うことにより、普及を促進し、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進します。

【重要業績指標】

単独転換：0件 ⇒ 3件

汲取転換：1件 ⇒ 4件

【住民の健康管理の実施】

- 予防接種や健康診査、がん検診の実施による疾病の早期発見、がんにならないための生活習慣の指導を実施する等、平時より住民の健康管理を促進します。
- インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するため、必要となる衛生資機材の備蓄や人員体制の整備を進め、感染症の発生・まん延防止に努めます。

【重要業績指標】

特定健診受診率：25.6% ⇒ 30%

がん検診受診率：18.5% ⇒ 30%

2-7 要配慮者利用施設機能の麻痺

【地域介護・福祉空間等の施設整備】

- 高齢者等、自力で移動することが困難な方が利用する施設において、防災・減災に資するための施設や設備の整備を促進します。

【避難行動要支援者名簿の整備】

- 避難行動要支援者名簿の整備を促進し、平常時から消防機関、区、自主防災組織、民生委員等の支援者との情報共有を図り、災害発生時における被害の軽減に努めます。

【重要業績指標】

名簿登載者数 : 265 人⇒ 逐次追加

【消防・防災体制の充実】

- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市役所、消防署、警察署等の職員や、管理施設・設備の被災による行政機能の大幅な低下

【庁舎防災体制の充実】

- 災害対策本部が設置される庁舎では、災害発生時等に備え、庁舎の各種設備等における防災対策に係る施設改修等をはじめ、72 時間は外部からの供給なしで非常用電源の稼動が可能となるよう、整備を図ります。

【重要業績指標】

非常用電源稼動時間 : 31 時間 ⇒ 72 時間

【交通安全対策の推進】

- 勝浦警察署、勝浦交通安全協会などと連携した交通安全運動の実施や、事故多発地点における現地調査実施による道路状況の改善に向けた取組み等、日頃から、交通安全に対する住民の意識向上を図ります。

【重要業績指標】

交通安全教室の実施回数 : 0 回 ⇒ 9 回

【消防・防災施設の整備】

- 消防団が使用する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車を適切に更新し、地域防災力の強化を図ります。
- 消防器具置場兼詰所の適正な維持管理に努め、地域防災力の強化を図ります。
- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。
- 未給水地域への水道管新規布設に合わせ、新規消火栓を設置するとともに、配水管の布設替えに合わせ老朽化した消火栓の修繕や適正な設置場所への整備を推進し、消防力の強化を図ります。

【重要業績指標】

消防団が使用する消防車両の更新数 : 25 台 ⇒ 33 台

消防器具置場兼詰所の建替数 : 25 箇所⇒ 30 箇所

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1%⇒90%

消火栓の新規・交換工事 : 実施 ⇒ 実施

【消防・防災体制の充実】

- 気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。

【重要業績指標】

防災メール登録者数 : 2,294人 ⇒ 2,300人

防災アプリ登録者数 : 2,375人 ⇒ 3,000人

防災士育成事業補助金 : 1人 ⇒ 3人

【防犯対策の推進】

- 被災地の犯罪を未然に防止するため、日頃から関連団体を支援し防犯体制の強化を推進します。
- 啓発活動により住民の防犯意識向上を図るなど、意識啓発による防犯対策の促進に取り組めます。
- 災害発生時における犯罪抑止等に向け、防犯灯数の増加やLED化を推進します。
- 個人のプライバシー保護に配慮しながら防犯カメラの設置を計画的に進めるなど、防犯設備の充実に取り組めます。

【重要業績指標】

LED化率 : 67% ⇒ 75%

合同パトロール回数 : 4回 ⇒ 6回

防犯カメラ設置数 : 32台 ⇒ 34台

【耐震化した学校施設の維持管理】

- 令和2年度までに耐震化工事を実施した市内小学校体育館の維持管理に努めます。

【芸術文化交流センター・コミュニティ集会施設の維持管理】

- 災害発生時の指定避難所等としての機能がある、芸術文化交流センター及び上野・総野・興津の各集会所において、各施設・設備の維持管理に努めます。

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【庁舎防災体制の充実】

- 災害対策本部が設置される庁舎では、災害発生時等に備え、庁舎の各種設備等における防災対策に係る施設改修等をはじめ、72時間は外部からの供給なしで非常用電源の稼動が可能となるよう、整備を図ります。

【重要業績指標】

非常用電源稼働時間 : 31 時間 ⇒ 72 時間

【消防・防災施設の整備】

- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。

【重要業績指標】

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1%⇒90%

【消防・防災体制の充実】

- 気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。

【重要業績指標】

防災メール登録者数 : 2,294 人 ⇒ 2,300 人

防災アプリ登録者数 : 2,375 人 ⇒ 3,000 人

4-2 防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態

【消防・防災施設の整備】

- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。

【重要業績指標】

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1%⇒90%

【消防・防災体制の充実】

- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

【重要業績指標】

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施

防災メール登録者数 : 2,294 人 ⇒ 2,300 人

防災アプリ登録者数 : 2,375 人 ⇒ 3,000 人

【非常用無線機の災害時等における安定的な通信に向けた取組みの推進】

- 災害時等における非常用無線機の安定的な通信に向けて、毎月テスト交信を実施します。

(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地域経済活動の低下

【水産基盤施設ストックマネジメント】

- 災害発生時の地域経済活動の低下を防止するため、市営漁港の機能保全計画の策定及び計画に基づく機能保全工事を実施し、水産基盤施設の長寿命化を図ります。

【海岸堤防等老朽化対策】

- 災害発生時においても、社会経済活動の継続に必要となる港湾施設の機能を維持するため、各海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく老朽化対策工事を適切に推進します。

【漁港施設用地等利用計画の策定】

- 漁業者の安定操業の確保や漁業環境の向上とともに、地域の防災・減災に資する市営施設の漁港施設用地等利用計画を策定します。

【水産物流通機能の高度化対策（勝浦漁港）】

- 漁港関連施設の整備・改修に取組み、現在の市場を地域の流通拠点漁港として機能向上を図るとともに、災害発生時においても安定したサービス提供を維持するため、防災機能の強化に努めます。

【漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結】

- 市営漁港等の被災に備え、一般社団法人水産土木建設技術センターと災害復旧支援に関する協定を締結し、災害復旧事業を迅速に進めるための支援を行います。

【農村環境の保全】

- 生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業基盤となる農地・水・環境等の自然環境機能の保全と質的向上を図ります。

【農林水産業の経営基盤の強化】

- 農林水産業者に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組みを推進します。

【重要業績指標】

漁港の機能保全工事 : 5% ⇒ 100%

海岸保全施設の老朽化対策 : 0% ⇒ 100%

漁港施設用地等利用計画策定 : 57% ⇒ 100%

市場整備 : 0% ⇒ 100%

漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結 : 0団体 ⇒ 1団体

農村環境保全事業実施地域 : 4地区 ⇒ 7地区

【商工業の経営基盤の強化】

- 中小企業に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組みを推進します。

5-2 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止**【道路・交通基盤の整備】**

- 未整備道路の整備や既存道路の拡幅、効果的な道路改良の推進により、安全で快適な道路・交通網の整備を推進し、災害発生時における安全な移動経路の確保に努めます。
- 災害発生時における緊急輸送を円滑に行うために、道路の狭隘箇所の解消等、道路の効果的な局部改良を推進し、住民の利便性の向上及び安全性の確保に努めます。
- 法面崩落や落石等を未然に防止するための整備を推進し、住民の安全性を確保する災害に強い道路づくりに努めます。
- 雨天時の泥濘化や乾燥時の砂塵の防止、路面の平坦性向上を目的とした道路の舗装新設を推進し、車両走行時や歩行時の快適性及び安全性の向上を図ります。
- 橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図り、地域の道路網の安全性・信頼性の確保に努めます。
- ガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設整備を図り、災害発生時における住民の移動の安全性確保に努めます。
- 老朽化したトンネルの計画的な維持補修によりトンネルの長寿命化を図り、災害発生時の安全な移動経路の確保に努めます。
- 千葉土建一般労働組合いすみ支部及び勝浦市災害対策連絡会との協定を締結することにより、災害発生時の救出活動のほか、公共施設や道路等の修繕を迅速に行うために建築土木系団体との連携強化を図ります。

【重要業績指標】

道路改良完了延長	： 1,246.7m ⇒ 1,601.7m
道路局部改良完了延長	： 106.2m ⇒ 253.2m
舗裝修繕完了延長	： 870.2m ⇒ 6,555.2m
舗裝修繕計画完了延長	： 307m ⇒ 7,222m
吹付・落石防止網整備完了面積	： 603 m ² ⇒ 3,221 m ²
落石防護柵整備完了延長	： 56m ⇒ 74m
舗裝修繕計画完了箇所	： 0箇所 ⇒ 9箇所
市道舗装率	： 89.5% ⇒ 90.0%
舗装新設完了延長	： 193.5m ⇒ 1,002.5m
橋りょう修繕計画完了箇所	： 1箇所 ⇒ 30箇所
橋りょう維持補修完了箇所	： 2箇所 ⇒ 21箇所
カーブミラー新規修繕計画箇所率	： 5基 ⇒ 20基
転落防止柵整備計画延長	： 271.3m ⇒ 485.1m
交通安全施設整備完了延長	： 271.3m ⇒ 485.1m
トンネル修繕完了箇所	： 0箇所 ⇒ 2箇所
災害対策を目的とした協定の締結	： 2団体 ⇒ 2団体

5-3 食料等の安定供給の停滞

【消防・防災体制の充実】

- 自助の考えに基づき推奨されている避難時の食料等が、災害の発生形態によっては持ち出せない場合を想定して、市として一定の備蓄の確保に努めます。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

【重要業績指標】

備蓄食料の食数 : 10,968食 ⇒ 25,000食

備蓄飲料水 : 15,960リットル ⇒ 25,000リットル

【水産基盤施設ストックマネジメント】

- 災害発生時の地域経済活動の低下を防止するため、市営漁港の機能保全計画の策定及び計画に基づく機能保全工事を実施し、水産基盤施設の長寿命化を図ります。

【海岸堤防等老朽化対策】

- 災害発生時においても、社会経済活動の継続に必要となる港湾施設の機能を維持するため、各海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく老朽化対策工事を適切に推進します。

【漁港施設用地等利用計画の策定】

- 漁業者の安定操業の確保や漁業環境の向上とともに、地域の防災・減災に資する市営施設の漁港施設用地等利用計画を策定します。

【水産物流通機能の高度化対策（勝浦漁港）】

- 漁港関連施設の整備・改修に取り組み、現在の市場を地域の流通拠点漁港として機能向上を図るとともに、災害発生時においても安定したサービス提供を維持するため、防災機能の強化に努めます。

【県営ほ場整備事業】

○農地の集積と有効活用を図るため、県・勝浦市土地改良区及び地元との協議を促進し、ほ場整備の推進に努めます。

【漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結】

- 市営漁港等の被災に備え、一般社団法人水産土木建設技術センターと災害復旧支援に関する協定を締結し、災害復旧事業を迅速に進めるための支援を行います。

【重要業績指標】

漁港の機能保全工事 : 5%⇒ 100%

海岸保全施設の老朽化対策 : 0% ⇒ 100%

漁港施設用地等利用計画策定 : 57%⇒ 100%

市場整備 : 0%⇒ 100%

漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結 : 0団体 ⇒ 1団体

【防災備蓄品の整備】

- 児童生徒が各自、水・食料1食分を保護者負担により購入し、学校に備え置く取り組みを実施します。

- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 ライフライン（電気・ガス・水道等）の長期間にわたる供給停止

【住宅用省エネルギー設備の導入促進】

- 災害発生による電力供給停止の影響を最小限にするため、設置者に対して補助金を交付するなど、住宅用省エネルギー設備等の導入を促進します。

【重要業績指標】

住宅用太陽光発電システム設置 : 2件 ⇒ 5件
 定置用リチウムイオン蓄電システム設置 : 8件 ⇒ 9件
 家庭用燃料電池システム : 0件 ⇒ 2件

【浄化槽設置の促進】

- 個人住宅に対して合併処理浄化槽を設置する際に一部補助を行うことにより、普及を促進し、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進します。

【重要業績指標】

単独転換 : 0件 ⇒ 3件
 汲取転換 : 1件 ⇒ 4件

【自然と共生する安全なまちづくり・環境の保全と循環型社会の形成】

- 災害発生時においても、継続的かつ安定したごみ焼却処理機能が確保できるよう、施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら、施設の老朽化対策を進め、施設の適正な管理運営を図ります。
- 災害発生時においても、継続的かつ安定したし尿処理機能が確保できるよう、施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら、施設の老朽化対策を進め、施設の適正な管理運営を図ります。

【重要業績指標】

施設稼働率 : 100% ⇒ 100%

【水道施設の老朽化対策】

- 災害発生時においても水道水の安定供給と信頼性の向上を図るため、老朽化した水道管等の布設替えを推進します。
- 取水施設、浄水施設及び配水施設内の老朽化した設備等の適正な維持管理を実施し、安定した給水体制の確保を図ります。

【重要業績指標】

老朽管更新事業 : 3.51% ⇒ 4.5%
 老朽浄水施設改修事業 : 0% ⇒ 66.6%
 老朽配水施設改修事業 : 0% ⇒ 59.4%

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

【道路・交通基盤の整備】

- 未整備道路の整備や既存道路の拡幅、効果的な道路改良の推進により、安全で快適な道路・交通網の整備を推進し、災害発生時における安全な移動経路の確保に努めます。
- 災害発生時における緊急輸送を円滑に行うために、道路の狭隘箇所の解消等、道路の効果的な局部改良を推進し、住民の利便性の向上及び安全性の確保に努めます。
- 道路の舗装修繕の推進や路面排水機能の向上により、災害発生時の住民の移動における安全性確保に努めます。
- 法面崩落や落石等を未然に防止するための整備を推進し、住民の安全性を確保する災害に強い道路づくりに努めます。
- 雨天時の泥濘化や乾燥時の砂塵の防止、路面の平坦性向上を目的とした道路の舗装新設を推進し、車両走行時や歩行時の快適性及び安全性の向上を図ります。
- 橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図り、地域の道路網の安全性・信頼性の確保に努めます。
- 老朽化したトンネルの計画的な維持補修によりトンネルの長寿命化を図り、災害発生時の安全な移動経路の確保に努めます。
- 千葉土建一般労働組合いすみ支部及び勝浦市災害対策連絡会との協定を締結することにより、災害発生時の救出活動のほか、公共施設や道路等の修繕を迅速に行うために建築土木系団体との連携強化を図ります。

【重要業績指標】

道路改良完了延長	： 1,246.7m ⇒ 1,601.7m
道路局部改良完了延長	： 106.2m ⇒ 253.2m
舗装修繕完了延長	： 870.2m ⇒ 6,555.2m
舗装修繕計画完了延長	： 307m ⇒ 7,222m
吹付・落石防止網整備完了面積	： 603 m ² ⇒ 3,221 m ²
落石防護柵整備完了延長	： 56m ⇒ 74m
舗装修繕計画完了箇所	： 0箇所 ⇒ 9箇所
市道舗装率	： 89.5% ⇒ 90.0%
舗装新設完了延長	： 193.5m ⇒ 1,002.5m
橋りょう修繕計画完了箇所	： 1箇所 ⇒ 30箇所
橋りょう維持補修完了箇所	： 2箇所 ⇒ 21箇所
転落防止柵整備計画延長	： 271.3m ⇒ 485.1m
交通安全施設整備完了延長	： 271.3m ⇒ 485.1m
トンネル修繕完了箇所	： 0箇所 ⇒ 2箇所
災害対策を目的とした協定の締結	： 2団体 ⇒ 2団体

【公共交通機関の充実による都市間アクセスの向上】

- 災害発生時にも臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、公共交通機関や事業者との協力体制の確保に努めます。

【重要業績指標】

公共交通関係機関への要望活動回数 : 4回 ⇒ 4回

予約制乗合タクシー運行日1日あたりの乗車人数 : 19.8人 ⇒ 20人

市内バス路線運行系統数・本数 : 4系統・50本 ⇒ 4系統・50本

【林道維持補修事業】

- 平時より林道の土砂撤去、草刈り、支障木の撤去、隧道点検などの維持管理に務め、災害発生時には速やかに点検を行ない、状況に応じて避難路・迂回路として活用し得る道路網としての整備を図ります。

【重要業績指標】

林道延長 : 2,772m ⇒ 2,772m

6-3 異常濁水等による用水の供給途絶

【県営ほ場整備事業】

- 農地の集積と有効活用を図るため、県・勝浦市土地改良区及び地元との協議を促進し、ほ場整備の推進に努めます。

【林道維持補修事業】

- 平時より林道の土砂撤去、草刈り、支障木の撤去、隧道点検などの維持管理に務め、災害発生時には速やかに点検を行ない、状況に応じて避難路・迂回路として活用し得る道路網としての整備を図ります。

【森林整備事業】

- 森林整備計画に基づいた森林整備（伐採・造林・保育等）を適切に推進し、災害防止や環境保全等の森林が持つ多面的・公益的機能の維持・増進を図ります。

【農村環境の保全】

- 生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業基盤となる農地・水・環境等の自然環境機能の保全と質的向上を図ります。

【ため池の適正な管理】

- 地域との連携によりため池の機能維持管理、水位の常時監視や水資源確保のための管理者育成・確保など管理体制の強化を図ります。

【重要業績指標】

林道延長 : 2,772m ⇒ 2,772m

森林面積 : 5,758ha ⇒ 5,758ha

民有林面積 : 4,382ha ⇒ 4,382ha

人工林面積 : 1,424ha ⇒ 1,424ha

農村環境保全事業実施地域 : 4地区 ⇒ 7地区

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

【消防・防災施設の整備】

- 消防団が使用する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車を適切に更新し、地域防災力の強化を図ります。
- 消防器具置場兼詰所の適正な維持管理に努め、地域防災力の強化を図ります。
- 未給水地域への水道管新規布設に合わせ、新規消火栓を設置するとともに、配水管の布設替えに合わせ老朽化した消火栓の修繕や適正な設置場所への整備を推進し、消防力の強化を図ります。

【重要業績指標】

消防団が使用する消防車両の更新数 : 25台 ⇒ 33台

消防器具置場兼詰所の建替数 : 25箇所 ⇒ 30箇所

消火栓の新規・交換工事 : 実施 ⇒ 実施

【消防・防災体制の充実】

- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。

【重要業績指標】

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施

【芸術文化交流センター・コミュニティ集会施設の維持管理】

- 災害発生時の指定避難所等としての機能がある、芸術文化交流センター及び上野・総野・興津の各集会所において、各施設・設備の維持管理に努めます。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【良質な住宅ストックの維持】

- 耐震改修促進計画に基づき、個人住宅の耐震診断及び耐震改修費用を助成し、建築物の耐震化の向上を図ります。

【道路・交通基盤の整備】

- 未整備道路の整備や既存道路の拡幅、効果的な道路改良の推進により、安全で快適な道路・交通網の整備を推進し、災害発生時における安全な移動経路の確保に努めます。
- 千葉土建一般労働組合いすみ支部及び勝浦市災害対策連絡会との協定を締結することにより、災害発生時の救出活動のほか、公共施設や道路等の修繕を迅速に行うために建築土木系団体との連携強化を図ります。

【重要業績指標】

災害対策を目的とした協定の締結 : 2団体 ⇒ 2団体

【消防・防災体制の充実】

- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報

報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。

【重要業績指標】

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施

【芸術文化交流センター・コミュニティ集会施設の維持管理】

- 災害発生時の指定避難所等としての機能がある、芸術文化交流センター及び上野・総野・興津の各集会所において、各施設・設備の維持管理に努めます。

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【道路・交通基盤の整備】

- 災害発生時の被害を最小限にするために、河川水の流れを円滑にするとともに、法面崩落や決壊を防止するための整備を図ります。

【重要業績指標】

河川改修事業補修箇所 : 実施 ⇒ 実施

【消防・防災体制の充実】

- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 津波、高潮、土砂災害、洪水、ダム等の決壊など、自然災害による被害予測をハザードマップに記載することで住民に周知し、意識の啓発に努めます。

【重要業績指標】

ハザードマップ更新 : 実施済み⇒ 適宜実施

【ため池の適正な管理】

- 地域との連携によりため池の機能維持管理、水位の常時監視や水資源確保のための管理者育成・確保など管理体制の強化を図ります。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【県営ほ場整備事業】

- 農地の集積と有効活用を図るため、県・勝浦市土地改良区及び地元との協議を促進し、ほ場整備の推進に努めます。

【林道維持補修事業】

- 平時より林道の土砂撤去、草刈り、支障木の撤去、隧道点検などの維持管理に務め、災害発生時には速やかに点検を行ない、状況に応じて避難路・迂回路として活用し得る道路網としての整備を図ります。

【森林整備事業】

- 森林整備計画に基づいた森林整備（伐採・造林・保育等）を適切に推進し、災害防止や環境保全等の森林が持つ多面的・公益的機能の維持・増進を図ります。

【農村環境の保全】

- 生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業基盤となる農地・水・環境等の自然環境機能の保全と質的向上を図ります。

【重要業績指標】

林道延長 : 2,772m ⇒ 2,772m
森林面積 : 5,758ha ⇒ 5,758ha
民有林面積 : 4,382ha ⇒ 4,382ha
人工林面積 : 1,424ha ⇒ 1,424ha
農村環境保全事業実施地域 : 4地区 ⇒ 7地区

- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【消防・防災体制の充実】

- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。

【良質な住宅ストックの維持】

- 耐震改修促進計画に基づき、個人住宅の耐震診断及び耐震改修費用を助成し、建築物の耐震化の向上を図ります。

【自然と共生する安全なまちづくり・環境の保全と循環型社会の形成】

- 災害発生時においても、継続的かつ安定したごみ焼却処理機能が確保できるよう、施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら、施設の老朽化対策を進め、施設の適正な管理運営を図ります。

【重要業績指標】

施設稼働率 : 100%⇒ 100%

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【消防・防災体制の充実】

- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。

【重要業績指標】

防災士育成事業補助金 : 1人⇒ 3人

【道路・交通基盤の整備】

- 千葉土建一般労働組合いすみ支部及び勝浦市災害対策連絡会との協定を締結することにより、災害発生時の救出活動のほか、公共施設や道路等の修繕を迅速に行うために建築土木系団体との連携強化を図ります。

【重要業績指標】

災害対策を目的とした協定の締結 : 2 団体 ⇒ 2 団体

【漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結】

- 市営漁港等の被災に備え、一般社団法人水産土木建設技術センターと災害復旧支援に関する協定を締結し、災害復旧事業を迅速に進めるための支援を行います。

【重要業績指標】

漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結 : 0 団体 ⇒ 1 団体

8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【消防・防災施設の整備】

- 消防団が使用する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車を適切に更新し、地域防災力の強化を図ります。
- 消防器具置場兼詰所の適正な維持管理に努め、地域防災力の強化を図ります。

【重要業績指標】

消防団が使用する消防車両の更新数 : 25 台 ⇒ 33 台

消防器具置場兼詰所の建替数 : 25 箇所 ⇒ 30 箇所

【消防・防災体制の充実】

- 災害初期対応においては、「自助・共助」の役割が重要であるため、各地区へ自主防災組織を設立し、地域ごとの防災力を高めることを推進します。
- 自助の考えに基づき推奨されている避難時の食料等が、災害の発生形態によっては持ち出せない場合を想定して、市として一定の備蓄の確保に努めます。
- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数）：56% ⇒ 78%
備蓄食料の食数：10,968食 ⇒ 25,000食
備蓄飲料水：15,960リットル ⇒ 25,000リットル
ホームページ防災欄の運用：実施 ⇒ 実施
防災メール登録者数：2,294人 ⇒ 2,300人
防災アプリ登録者数：2,375人 ⇒ 3,000人
防災土育成事業補助金：1人 ⇒ 3人

【防犯対策の推進】

- 被災地の犯罪を未然に防止するため、日頃から関連団体を支援し防犯体制の強化を推進します。
- 啓発活動により住民の防犯意識向上を図るなど、意識啓発による防犯対策の促進に取り組めます。
- 災害発生時における犯罪抑止等に向け、防犯灯数の増加やLED化を推進します。
- 個人のプライバシー保護に配慮しながら防犯カメラの設置を計画的に進めるなど、防犯設備の充実に取り組めます。

【重要業績指標】

LED化率：67% ⇒ 75%
合同パトロール回数：4回 ⇒ 6回
防犯カメラ設置数：32台 ⇒ 34台

【良質な住宅ストックの維持】

- 市営住宅整備計画に基づき、老朽化した市営住宅の修繕又は建て替えを計画的に実施し、住宅施設の効率的な維持管理に努めます。
- 子育て世帯等に対し、住宅リフォーム費用に補助金を交付することで、居住環境の向上や移住定住を促進し、住宅ストックの有効活用を図ります。
- 災害発生後の迅速な復興に資するため、土地の実態を正確に把握することを目的とした地籍調査において、最新技術による測量と正しい境界の確認により正確な地籍図及び地籍簿の作成に努めます。

【重要業績指標】

地籍調査の完了率：0% ⇒ 100%

【消防防災課との連携】

- 消防防災課と連携し、効果的な防災授業の展開方法等を検討するなど、小中学生を対象とした防災学習の充実に努めます。

【重要業績指標】

小中学生を対象とした防災学習の実施学校数：6校 ⇒ 6校

【芸術文化交流センター・コミュニティ集会施設の維持管理】

- 災害発生時の指定避難所等としての機能がある、芸術文化交流センター及び上野・総野・興津

の各集会所において、各施設・設備の維持管理に努めます。

8-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

【農林水産業の経営基盤の強化】

●農林水産業者に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組みを推進します。

【消防・防災体制の充実】

●気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。

【重要業績指標】

防災メール登録者数 : 2,294人 ⇒ 2,300人

防災アプリ登録者数 : 2,375人 ⇒ 3,000人

【風評被害等による市内経済等への甚大な影響対策】

- 風評被害対策として被災時に市内の農林水産業に関する適正な情報発信を図ります。
- 災害発生時における風評被害対策として、市内外に正確な情報を発信する体制を整備するため、オウンドメディアやアールドメディアを利用した情報発信の強化に努めます。

【商工業の経営基盤の強化】

●中小企業に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組みを推進します。

8-5 教育施設等への甚大な影響

【耐震化した学校施設の維持管理】

●令和2年度までに耐震化工事を実施した市内小学校体育館の維持管理に努めます。

【防災授業の実施】

●防災意識を高めるため、東日本大震災の被災者の講話などの防災授業の導入に向けた検討を推進します。

【非常用無線機の災害時等における安定的な通信に向けた取組みの推進】

●災害時等における非常用無線機の安定的な通信に向けて、毎月テスト交信を実施します。

【消防防災課との連携】

●消防防災課と連携し、効果的な防災授業の展開方法等を検討するなど、小中学生を対象とした防災学習の充実を図ります。

【教育施設等の耐震化、不燃化等】

- 強化ガラス等の耐震対策が行われていない市内小中学校の校舎ガラスに対し、飛散防止フィルムの貼り付けを推進します。
- 耐震基準を満たしていない校舎・体育館への耐震補強は完了したため、今後は建物の適正なメンテナンスを継続し、施設の維持管理に努めます。

【重要業績指標】

防災授業実施 : 実施 ⇒ 実施

小中学生を対象とした防災学習の実施学校数 : 6校 ⇒ 6校

窓ガラス耐震対策実施学校数 : 2校 ⇒ 6校

耐震補強済み、または耐震診断で耐震性有りの学校数 : 6校 ⇒ 6校

2. 施策分野ごとの推進方針

2-1 個別施策分野

(1) 行政機能/警察・消防等

◇行政

【庁舎防災体制の充実】

- 災害対策本部が設置される庁舎では、災害発生時等に備え、庁舎の各種設備等における防災対策に係る施設改修等をはじめ、72時間は外部からの供給なしで非常用電源の稼動が可能となるよう、整備を図ります。

◇交通

【交通安全対策の推進】

- 勝浦警察署、勝浦交通安全協会などと連携した交通安全運動の実施や、事故多発地点における現地調査実施による道路状況の改善に向けた取り組み等、日頃から、交通安全に対する住民の意識向上を図ります。

【重要業績指標】

交通安全教室の実施回数 : 0回 ⇒ 9回

◇防犯

【防犯対策の推進】

- 被災地の犯罪を未然に防止するため、日頃から関連団体を支援し防犯体制の強化を推進します。
- 啓発活動により住民の防犯意識向上を図るなど、意識啓発による防犯対策の促進に取組みます。
- 災害発生時における犯罪抑止等に向け、防犯灯数の増加やLED化を推進します。
- 個人のプライバシー保護に配慮しながら防犯カメラの設置を計画的に進めるなど、防犯設備の充実に取組みます。

【重要業績指標】

LED化率 : 67% ⇒ 75%

合同パトロール回数 : 4回 ⇒ 6回

防犯カメラ設置数 : 32台 ⇒ 34台

◇消防

【消防・防災施設の整備】

- 消防団が使用する消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付き積載車を適切に更新し、地域防災力の強化を図ります。
- 消防器具置場兼詰所の適正な維持管理に努め、地域防災力の強化を図ります。
- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。
- 未給水地域への水道管新規布設に合わせ、新規消火栓を設置するとともに、配水管の布設替えに合わせ老朽化した消火栓の修繕や適正な設置場所への整備を推進し、消防力の強化を図ります。

【重要業績指標】

消防団が使用する消防車両の更新数 : 25台 ⇒ 33台

消防器具置場兼詰所の建替数 : 25箇所 ⇒ 30箇所

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1%⇒90%

消火栓の新規・交換工事 : 実施 ⇒ 実施

◇防災

【消防・防災体制の充実】

- 災害初期対応においては、「自助・共助」の役割が重要であるため、各地区へ自主防災組織を設立し、地域ごとの防災力を高めることを推進します。
- 災害発生時に自主的な救命活動が行われるよう、避難訓練や地域の自主防災組織の訓練機会をとらえ、消防署と連携した救命救急講習を行います。
- 自助の考えに基づき推奨されている避難時の食料等が、災害の発生形態によっては持ち出せない場合を想定して、市として一定の備蓄の確保に努めます。
- 家具転倒を防ぎ、怪我の防止や、その後の避難に支障のないよう、家具の固定方法等の啓発に努めます。
- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。
- 津波避難場所に至る経路も含めた維持管理に努めるとともに、避難経路への太陽光蓄電照明や蓄光看板の設置を促進します。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。
- 津波、高潮、土砂災害、洪水、ダム等の決壊など、自然災害による被害予測を地図に記載し、市内住民に周知し、意識の啓発に努めます。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数） : 56% ⇒ 78%

救命救急講習会の実施 : 中止 ⇒ 実施

備蓄食料の食数 : 10,968 食 ⇒ 25,000 食

備蓄飲料水 : 15,960 リットル ⇒ 25,000 リットル

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施

防災メール登録者数 : 2,294 人 ⇒ 2,300 人

防災アプリ登録者数 : 2,375 人 ⇒ 3,000 人

津波避難場所数 : 72 箇所 ⇒ 72 箇所

防災士育成事業補助金 : 1 人 ⇒ 3 人

ハザードマップ更新 : 実施済み⇒ 適宜実施

(2) 住宅・都市

◇住宅

【住宅用省エネルギー設備の導入促進】

- 災害発生により電力供給施設等が被害を受けた場合、生活に大きな支障が生じることから、設置者に対して補助金を交付するなど、住宅用省エネルギー設備等の導入を促進します。

【重要業績指標】

住宅用太陽光発電システム設置 : 2件 ⇒ 5件

定置用リチウムイオン蓄電システム設置 : 8件 ⇒ 9件

家庭用燃料電池システム : 0件 ⇒ 2件

【浄化槽設置の促進】

- 個人住宅に対して合併処理浄化槽を設置する際に一部補助を行うことにより、普及を促進し、災害に強い新しい浄化槽への転換を促進します。

【重要業績指標】

単独転換 : 0件 ⇒ 3件

汲取転換 : 1件 ⇒ 4件

◇都市

【良質な住宅ストックの維持】

- 市営住宅整備計画に基づき、老朽化した市営住宅の修繕又は建て替えを計画的に実施し、住宅施設の効率的な維持管理に努めます。
- 耐震改修促進計画に基づき、個人住宅の耐震診断及び耐震改修費用を助成し、建築物の耐震化の向上を図ります。
- 子育て世帯等に対し、住宅リフォーム費用に補助金を交付することで、居住環境の向上や移住定住を促進し、住宅ストックの有効活用を図ります。
- 災害発生後の迅速な復興に資するため、土地の実態を正確に把握することを目的とした地籍調査において最新技術による測量と正しい境界の確認により、正確な地籍図及び地籍簿の作成に努めます。

【重要業績指標】

地籍調査の完了率 : 0%⇒ 100%

(3) 保健医療・福祉

◇保健

【地域介護・福祉空間等の施設整備】

- 高齢者等、自力で移動することが困難な方が利用する施設において、防災・減災に資するための施設や設備の整備を促進します。

◇医療

【保健・医療体制の充実】

- 災害発生時においても、医療施設の基本的な機能を維持し、長期途絶にならないために非常用発電機を導入する等により、非常時にも活用できる電源の確保に努めます。

◇福祉

【避難行動要支援者名簿の整備】

○避難行動要支援者名簿の整備を促進し、平常時から消防機関、区、自主防災組織、民生委員等の支援者との情報共有を図り、災害発生時における被害の軽減に努めます。

【重要業績指標】

名簿登載者数 : 265人 ⇒ 逐次追加

◇健康

【住民の健康管理の実施】

○予防接種や健康診査、がん検診の実施による疾病の早期発見、がんにならないための生活習慣の指導を実施する等、平時より住民の健康管理を促進します。

○インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するために必要となる衛生資機材の備蓄や人員体制の整備を進め、感染症の発生・まん延防止に努めます。

【重要業績指標】

特定健診受診率 : 25.6% ⇒ 30%

がん検診受診率 : 18.5% ⇒ 30%

(4) 情報通信

◇消防

【消防・防災施設の整備】

●老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。

●気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組を推進します。

【重要業績指標】

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1%⇒90%

防災メール登録者数 : 2,294人 ⇒ 2,300人

防災アプリ登録者数 : 2,375人 ⇒ 3,000人

(5) 産業構造

◇経営

【農林水産業の経営基盤の強化】

○農林水産業者に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組を推進します。

【商工業の経営基盤の強化】

○中小企業に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組を推進します。

◇風評

【風評被害等による市内経済等への甚大な影響対策】

- 風評被害対策として被災時に市内の農林水産業に関する適正な情報発信を図ります。
- 災害発生時における風評被害対策として、市内外に正確な情報を発信する体制を整備するため、オウンドメディアやアーンドメディアを利用した情報発信の強化に努めます。

(6) 交通・物流

◇交通・物流

【道路・交通基盤の整備】

- 未整備道路の整備や既存道路の拡幅、効果的な道路改良の推進により、安全で快適な道路・交通網の整備を推進し、災害発生時における安全な移動経路の確保に努めます。
- 災害発生時における緊急輸送を円滑に行うために、道路の狭隘箇所の解消等、道路の効果的な局部改良を推進し、住民の利便性の向上及び安全性の確保に努めます。
- 道路の舗装修繕の推進や路面排水機能の向上により、災害発生時の住民の移動における安全性確保に努めます。
- 法面崩落や落石等を未然に防止するための整備を推進し、住民の安全性を確保する災害に強い道路づくりに努めます。
- 雨天時の泥濘化や乾燥時の砂塵の防止、路面の平坦性向上を目的とした道路の舗装新設を推進し、車両走行時や歩行時の快適性及び安全性の向上を図ります。
- 橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図り、地域の道路網の安全性・信頼性の確保に努めます。
- ガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設整備を図り、災害発生時における住民の移動の安全性確保に努めます。
- 老朽化したトンネルの計画的な維持補修によりトンネルの長寿命化を図り、災害発生時の安全な移動経路の確保に努めます。
- 災害発生時の被害を最小限にするために、河川水の流れを円滑にするとともに、法面崩落や決壊を防止するための整備を図ります。
- 千葉土建一般労働組合いすみ支部及び勝浦市災害対策連絡会との協定を締結することにより、災害発生時の救出活動のほか、公共施設や道路等の修繕を迅速に行うために建築土木系団体との連携強化を図ります。

【重要業績指標】

道路改良完了延長 : 1,246.7m ⇒ 1,601.7m

道路局部改良完了延長 : 106.2m ⇒ 253.2m

舗装修繕完了延長 : 870.2m ⇒ 6,555.2m

舗装修繕計画完了延長 : 307m ⇒ 7,222m

排水整備完了延長 : 374.6m ⇒ 738.5m

吹付・落石防止網整備完了面積 : 603 m² ⇒ 3,221 m²

落石防護柵整備完了延長 : 56m ⇒ 74m

舗装修繕計画完了箇所 : 0箇所 ⇒ 9箇所

市道舗装率 : 89.5% ⇒ 90.0%

舗装新設完了延長 : 193.5m ⇒ 1,002.5m

橋りょう修繕計画完了箇所 : 1箇所 ⇒ 30箇所

橋りょう維持補修完了箇所 : 2箇所 ⇒ 21箇所

カーブミラー新規修繕計画箇所率 : 5基 ⇒ 20基

転落防止柵整備計画延長 : 271.3m ⇒ 485.1m

トンネル修繕完了箇所 : 0箇所 ⇒ 2箇所

河川改修事業補修箇所 : 実施 ⇒ 実施

災害対策を目的とした協定の締結 : 2団体 ⇒ 2団体

【公共交通機関の充実による都市間アクセスの向上】

- 災害発生時にも臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、公共交通機関や事業者との協力体制の確保に努めます。

(7) 農林水産

◇農林水産

【水産基盤施設ストックマネジメント】

- 災害発生時の地域経済活動の低下を防止するため、市営漁港の機能保全計画の策定及び計画に基づく機能保全工事を実施し、水産基盤施設の長寿命化を図ります。

【海岸堤防等老朽化対策】

- 災害発生時においても、社会経済活動の継続に必要となる港湾施設の機能を維持するため、各海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく老朽化対策工事を適切に推進します。

【漁港施設用地等利用計画の策定】

- 漁業者の安定操業の確保や漁業環境の向上とともに、地域の防災・減災に資する市営施設の漁港施設用地等利用計画を策定します。

【水産物流通機能の高度化対策（勝浦漁港）】

- 漁港関連施設の整備・改修に取組み、現在の市場を地域の流通拠点漁港として機能向上を図るとともに、災害発生時においても安定したサービス提供を維持するため、防災機能の強化に努めます。

【ため池の適正な管理】

- 地域との連携によりため池の機能維持管理、水位の常時監視や水資源確保のための管理者育成・確保など管理体制の強化を図ります。

【県営ほ場整備事業】

- 農地の集積と有効活用を図るため、県・勝浦市土地改良区及び地元との協議を促進し、ほ場整備の推進に努めます。

【林道維持補修事業】

- 平時より林道の土砂撤去、草刈り、支障木の撤去、隧道点検などの維持管理に務め、災害発生時には速やかに点検を行ない、状況に応じて避難路・迂回路として活用し得る道路網としての

整備を図ります。

【森林整備事業】

○森林整備計画に基づいた森林整備（伐採・造林・保育等）を適切に推進し、災害防止や環境保全等の森林が持つ多面的・公益的機能の維持・増進を図ります。

【農村環境の保全】

○生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業基盤となる農地・水・環境等の自然環境機能の保全と質的向上を図ります。

【漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結】

○市営漁港等の被災に備え、一般社団法人水産土木建設技術センターと災害復旧支援に関する協定を締結し、災害復旧事業を迅速に進めるための支援を行います。

【重要業績指標】

漁港の機能保全工事 : 5% ⇒ 100%

海岸保全施設の老朽化対策 : 0% ⇒ 100%

漁港施設用地等利用計画策定 : 57% ⇒ 100%

市場整備 : 0% ⇒ 100%

漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結 : 0団体 ⇒ 1団体

ため池の適正な管理 : 0% ⇒ 100%

林道延長 : 2,772m ⇒ 2,772m

森林面積 : 5,758ha ⇒ 5,758ha

民有林面積 : 4,382ha ⇒ 4,382ha

人工林面積 : 1,424ha ⇒ 1,424ha

農村環境保全事業実施地域 : 4地区 ⇒ 7地区

(8) 環境

◇環境・生活

【自然と共生する安全なまちづくり・環境の保全と循環型社会の形成】

○災害発生時においても、継続的かつ安定したごみ焼却処理機能が確保できるように施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら、施設の老朽化対策を進め、施設の適正な管理運営を図ります。

○災害発生時においても、継続的かつ安定したし尿処理機能が確保できるように施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら、施設の老朽化対策を進め、施設の適正な管理運営を図ります。

【重要業績指標】

施設稼働率 : 100% ⇒ 100%

◇水道施設

【水道施設の老朽化対策】

○災害発生時においても水道水の安定供給と信頼性の向上を図るため、老朽化した水道管等の布設替えを推進します。

○取水施設、浄水施設及び配水施設内の老朽化した設備等の適正な維持管理を実施し、安定した給水体制の確保を図ります。

【重要業績指標】

老朽管更新事業 : 3.51% ⇒ 4.5%
老朽浄水施設改修事業 : 0% ⇒ 66.6%
老朽配水施設改修事業 : 0% ⇒ 59.4%

(9) 教育

◇教育

【耐震化した学校施設の維持管理】

○令和2年度までに耐震化工事を実施した市内小学校体育館の維持管理に努めます。

【防災授業の実施】

○防災意識を高めるため、東日本大震災の被災者の講話などの防災授業の導入に向けた検討を推進します。

【防災備蓄品の整備】

○児童生徒が各自、水・食料1食分を保護者負担により購入し、学校に備え置く取組みを実施します。

【非常用無線機の災害時等における安定的な通信に向けた取組みの推進】

○災害時等における非常用無線機の安定的な通信に向けて、毎月テスト交信を実施します。

【消防防災課との連携】

○消防防災課と連携し、効果的な防災授業の展開方法等を検討するなど、小中学生を対象とした防災学習の充実を図ります。

【教育施設等の耐震化、不燃化等】

○強化ガラス等の耐震対策が行われていない市内小中学校の校舎ガラスに対し、飛散防止フィルムの貼り付けを推進します。

○耐震基準を満たしていない校舎・体育館への耐震補強は完了したため、今後は建物の適正なメンテナンスを継続し、施設の維持管理に努めます。

【重要業績指標】

防災授業実施 : 実施 ⇒ 実施
小中学生を対象とした防災学習の実施学校数 : 6校 ⇒ 6校
窓ガラス耐震対策実施学校数 : 2校 ⇒ 6校
耐震補強済み、または耐震診断で耐震性有りの学校数 : 6校 ⇒ 6校

◇文化

【芸術文化交流センター・コミュニティ集会施設の維持管理】

○災害発生時の指定避難所等としての機能がある、芸術文化交流センター及び上野・総野・興津の各集会所において、各施設・設備の維持管理に努めます。

2-2 横断的施策分野

(1) リスクコミュニケーション

◇教育

【防災授業の実施】

- 防災意識を高めるため、東日本大震災の被災者の講話などの防災授業の導入に向けた検討を推進します。

【防災備蓄品の整備】

- 児童生徒が各自、水・食料1食分を保護者負担により購入し、学校に備え置く取組みを実施します。

【非常用無線機の災害時等における安定的な通信に向けた取組みの推進】

- 災害時等における非常用無線機の安定的な通信に向けて、毎月テスト交信を実施します。

【消防防災課との連携】

- 消防防災課と連携し、効果的な防災授業の展開方法等を検討するなど、小中学生を対象とした防災学習の充実を図ります。

【重要業績指標】

防災授業実施 : 実施 ⇒ 実施

小中学生を対象とした防災学習の実施学校数 : 6校 ⇒ 6校

◇農林水産

【ため池の適正な管理】

- 地域との連携によりため池の機能維持管理、水位の常時監視や水資源確保のための管理者育成・確保など管理体制の強化を図ります。

【重要業績指標】

ため池の適正な管理 : 0% ⇒ 100%

◇福祉

【避難行動要支援者名簿の整備】

- 避難行動要支援者名簿の整備を促進し、平常時から消防機関、区、自主防災組織、民生委員等の支援者との情報共有を図り、災害発生時における被害の軽減に努めます。

【重要業績指標】

名簿登載者数 : 265人 ⇒ 逐次追加

◇交通

【交通安全対策の推進】

- 勝浦警察署、勝浦交通安全協会などと連携した交通安全運動の実施や、事故多発地点における現地調査実施による道路状況の改善に向けた取組み等、日頃から、交通安全に対する住民の意識向上を図ります。

【重要業績指標】

交通安全教室の実施回数 : 0回 ⇒ 9回

◇消防

【消防・防災施設の整備】

- 老朽化したアナログ式防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局の適正な設置場所を検討することで難聴地域の解消を図り、住民への情報伝達機能の強化を図ります。

【重要業績指標】

防災行政無線のデジタル化更新率 : 1%⇒90%

◇防災

【消防・防災体制の充実】

- 災害初期対応においては、「自助・共助」の役割が重要であるため、各地区へ自主防災組織を設立し、地域ごとの防災力を高めることを推進します。
- 災害発生時に自主的な救命活動が行われるよう、避難訓練や地域の自主防災組織の訓練機会をとらえ、消防署と連携した救命救急講習を行います。
- 自助の考えに基づき推奨されている避難時の食料等が、災害の発生形態によっては持ち出せない場合を想定して、市として一定の備蓄の確保に努めます。
- 家具転倒を防ぎ、怪我の防止や、その後の避難に支障のないよう、家具の固定方法等の啓発に努めます。
- 広報紙への啓発記事の掲載や、ホームページに防災欄を運営するなど、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上に努めます。
- 気象に左右されないことや市外でも受信できること、後から読み返しできること等の利点から、防災メール・防災アプリの利用者のさらなる増加に努め、緊急時の情報伝達手段として活用する取組みを推進します。
- 津波避難場所に至る経路も含めた維持管理に努めるとともに、避難経路への太陽光蓄電照明や蓄光看板の設置を促進します。
- 住民の生命財産を災害から守り、もしくは被害を軽減するために、平時からの備えや発災後の対応を明確にし、必要に応じた地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を実施します。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得に対する補助金の交付や、防災士の各種防災行事への参加など、地域防災の担い手となる防災士の育成を推進します。
- 津波、高潮、土砂災害、洪水、ダム等の決壊など、自然災害による被害予測をハザードマップに記載することで住民に周知し、意識の啓発に努めます。

【重要業績指標】

自主防災組織率（世帯数） : 56% ⇒ 78%

救命救急講習会の実施 : 中止 ⇒ 実施

備蓄食料の食数 : 10,968食 ⇒ 25,000食

備蓄飲料水 : 15,960リットル ⇒ 25,000リットル

ホームページ防災欄の運用 : 実施 ⇒ 実施

防災メール登録者数 : 2,294人 ⇒ 2,300人

防災アプリ登録者数 : 2,375人 ⇒ 3,000人

津波避難場所数 : 72箇所 ⇒ 72箇所

防災士育成事業補助金 : 1人 ⇒ 3人

ハザードマップ更新 : 実施済み⇒ 適宜実施

◇防犯

【防犯対策の推進】

- 被災地の犯罪を未然に防止するため、日頃から関連団体を支援し防犯体制の強化を推進します。
- 啓発活動により住民の防犯意識向上を図るなど、意識啓発による防犯対策の促進に取り組みます。
- 災害発生時における犯罪抑止等に向け、防犯灯数の増加やLED化を推進します。
- 個人のプライバシー保護に配慮しながら防犯カメラの設置を計画的に進めるなど、防犯設備の充実に取り組みます。

【重要業績指標】

LED化率 : 67% ⇒ 75%

合同パトロール回数 : 4回 ⇒ 6回

防犯カメラ設置数 : 32台 ⇒ 34台

◇経営

【農林水産業の経営基盤の強化】

- 農林水産業者に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組みを推進します。

【商工業の経営基盤の強化】

- 中小企業に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組みを推進します。

◇風評

【風評被害等による市内経済等への甚大な影響対策】

- 風評被害対策として被災時に市内の農林水産業に関する適正な情報発信を図ります。
- 災害発生時における風評被害対策として、市内外に正確な情報を発信する体制を整備するため、オウンドメディアやアードメディアを利用した情報発信の強化に努めます。

(2) 老朽化対策

◇交通・物流

【道路・交通基盤の整備】

- 道路の舗装修繕の推進や路面排水機能の向上により、住民の利便性の向上及び安全性の確保に努めます。
- 法面崩落や落石等を未然に防止するための整備を推進し、住民の安全性を確保する災害に強い道路づくりに努めます。
- 橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な政策転換を図り、地域の道路網の安全性・信頼性の確保に努めます。
- 老朽化したトンネルの計画的な維持補修によりトンネルの長寿命化を図り、災害発生時の安全な移動経路の確保に努めます。

【重要業績指標】

舗装修繕完了延長 : 870.2m ⇒ 6,555.2m
 舗装修繕計画完了延長 : 307m ⇒ 7,222m
 吹付・落石防止網整備完了面積 : 603㎡ ⇒ 3,221㎡
 落石防護柵整備完了延長 : 56m ⇒ 74m
 舗装修繕計画完了箇所 : 0箇所 ⇒ 9箇所
 橋りょう修繕計画完了箇所 : 1箇所 ⇒ 30箇所
 橋りょう維持補修完了箇所 : 2箇所 ⇒ 21箇所
 トンネル修繕完了箇所 : 0箇所 ⇒ 2箇所

◇都市

【良質な住宅ストックの維持】

- 市営住宅整備計画に基づき、老朽化した市営住宅の修繕又は建て替えを計画的に実施し、住宅施設の効率的な維持管理に努めます。
- 耐震改修促進計画に基づき、個人住宅の耐震診断及び耐震改修費用を助成し、建築物の耐震化の向上を図ります。
- 子育て世帯等に対し、住宅リフォーム費用に補助金を交付することで、居住環境の向上や移住定住を促進し、住宅ストックの有効活用を図ります。

◇環境・生活

【自然と共生する安全なまちづくり・環境の保全と循環型社会の形成】

- 災害発生時においても、継続的かつ安定したごみ焼却処理機能が確保できるように施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら、施設の老朽化対策を進め、施設の適正な管理運営を図ります。
- 災害発生時においても、継続的かつ安定したし尿処理機能が確保できるように施設の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら、施設の老朽化対策を進め施設の適正な管理運営を図ります。

【重要業績指標】

施設稼働率 : 100% ⇒ 100%

◇行政

【庁舎防災体制の充実】

- 災害対策本部が設置される庁舎では、災害発生時等に備え、庁舎の各種設備等における防災対策に係る施設改修等をはじめ、72時間は外部からの供給なしで非常用電源の稼働が可能となるよう、整備を図ります。

◇農林水産

【水産基盤施設ストックマネジメント】

- 災害発生時の地域経済活動の低下を防止するため、市営漁港の機能保全計画の策定及び計画に基づく機能保全工事を実施し、水産基盤施設の長寿命化を図ります。

【海岸堤防等老朽化対策】

- 災害発生時においても、社会経済活動の継続に必要となる港湾施設の機能を維持するため、各海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく老朽化対策工事を適切に推進します。

【漁港施設用地等利用計画の策定】

- 漁業者の安定操業の確保や漁業環境の向上とともに、地域の防災・減災に資する市営施設の漁港施設用地等利用計画を策定します。

【水産物流通機能の高度化対策（勝浦漁港）】

- 漁港関連施設の整備・改修に取り組み、現在の市場を地域の流通拠点漁港として機能向上を図るとともに、災害発生時においても安定したサービス提供を維持するため、防災機能の強化に努めます。

【林道維持補修事業】

- 平時より林道の土砂撤去、草刈り、支障木の撤去、隧道点検などの維持管理に務め、災害発生時には速やかに点検を行ない、状況に応じて避難路・迂回路として活用し得る道路網としての整備を図ります。

【農村環境の保全】

- 生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業基盤となる農地・水・環境等の自然環境機能の保全と質的向上を図ります。

【重要業績指標】

漁港の機能保全工事	： 5% ⇒ 100%
海岸保全施設の老朽化対策	： 0% ⇒ 100%
漁港施設用地等利用計画策定	： 57% ⇒ 100%
市場整備	： 0% ⇒ 100%
林道延長	： 2,772m ⇒ 2,772m
農村環境保全事業実施地域	： 4地区 ⇒ 7地区

◇水道施設

【水道施設の老朽化対策】

- 災害発生時においても水道水の安定供給と信頼性の向上を図るため、老朽化した水道管等の布設替えを推進します。
- 取水施設、浄水施設及び配水施設内の老朽化した設備等の適正な維持管理を実施し、安定した給水体制の確保を図ります。

【重要業績指標】

老朽管更新事業	： 3.51% ⇒ 4.5%
老朽浄水施設改修事業	： 0% ⇒ 66.6%
老朽配水施設改修事業	： 0% ⇒ 59.4%

(3) 少子高齢化対策

◇教育

【教育施設等の耐震化、不燃化等】

- 強化ガラス等の耐震対策が行われていない市内小中学校の校舎ガラスに対し、飛散防止フィルムの貼り付けを推進します。
- 耐震基準を満たしていない校舎・体育館への耐震補強は完了したため、今後は建物の適正なメ

メンテナンスを継続し、施設の維持管理に努めます。

【重要業績指標】

窓ガラス耐震対策実施学校数 : 2校 ⇒ 6校

耐震補強済み、または耐震診断で耐震性有りの学校数 : 6校 ⇒ 6校

◇都市

【良質な住宅ストックの維持】

- 市営住宅整備計画に基づき、老朽化した市営住宅の修繕又は建て替えを計画的に実施し、住宅施設の効率的な維持管理に努めます。
- 子育て世帯等に対し、住宅リフォーム費用に補助金を交付することで、居住環境の向上や移住定住を促進し、住宅ストックの有効活用を図ります。

3. 脆弱性評価と提案事業

(1) 脆弱性評価

脆弱性評価にあたっては、前項で示した通り、各事業の質をA～Dの4段階で評価するとともに、以下の考え方にに基づき、量に対する評価を実施しました。

事業数と評価は以下のとおりとします。

事業数	評価内容
事業数 10 以上	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進する。
事業数 5 以上	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
事業数 4 以下	新たな事業の検討が必要

※リスクシナリオごとの平均事業数（分類した事業の延べ数（214事業）をリスクシナリオ数（31シナリオ）で除した事業数（6.9事業）の半数（3.45事業≒4事業）を下回る場合、新規施策（事業）を展開する必要がある脆弱なリスクシナリオとして評価します。

リスクシナリオごとの評価結果を以下に示します。

< 脆弱性の評価 (1) >

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性の評価	
		事業効果	総 評
1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	A : 11 C : 2 合計 : 13	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫が必要である。
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	A : 6 合計 : 6	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
1-3	広域にわたる大規模津波の発生及び津波流入による多数の死者の発生	A : 11 合計 : 11	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進する必要がある。
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	A : 3 B : 2 C : 1 合計 : 6	引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化及びC評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	A : 6 合計 : 6	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	A : 15 合計 : 15	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進する必要がある。
2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	A : 5 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	A : 2 B : 1 C : 4 合計 : 7	引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化及びC評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

：脆弱と評価されたリスクシナリオ

< 脆弱性の評価 (2) >

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性の評価	
		事業効果	総 評
2-3	救助・救急、医療活動の長期途絶	A : 5 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
2-4	想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足	A : 5 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺	A : 3 合計 : 3	新たな事業の検討が必要
2-6	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生	A : 2 C : 3 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫並びに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
2-7	要配慮者利用施設機能の麻痺	A : 3 合計 : 3	新たな事業の検討が必要
3-1	市役所、消防署、警察署等の職員や、管理施設・設備の被災による行政機能の大幅な低下	A : 10 C : 5 合計 : 15	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫が必要である。
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	A : 3 合計 : 3	新たな事業の検討が必要
4-2	防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態	A : 5 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
5-1	サプライチェーンの寸断等による地域経済活動の低下	A : 1 B : 1 C : 6 合計 : 8	引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化及びC評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
5-2	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	B : 1 C : 7 合計 : 8	引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
5-3	食料等の安定供給の停滞	A : 4 B : 1 C : 4 合計 : 9	引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化及びC評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
6-1	ライフライン（電気・ガス・水道等）の長期間にわたる供給停止	A : 2 C : 4 合計 : 6	引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
6-2	地域交通ネットワークが分断する事態	A : 4 C : 8 合計 : 12	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫が必要である。
6-3	異常湧水等による用水の供給途絶	B : 1 C : 4 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化及びC評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
7-1	市街地での大規模火災の発生	A : 5 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	A : 4 C : 1 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫及び必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

：脆弱と評価されたリスクシナリオ

< 脆弱性の評価 (3) >

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性の評価	
		事業効果	総 評
7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	A : 2 B : 2 合計 : 4	新たな事業の検討が必要
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	C : 4 合計 : 4	新たな事業の検討が必要
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	A : 2 C : 1 合計 : 3	新たな事業の検討が必要
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	A : 3 B : 1 合計 : 4	新たな事業の検討が必要
8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	A : 9 B : 1 C : 7 合計 : 17	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化及びC評価の事業の効果向上に資する工夫が必要である。
8-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響	A : 3 C : 2 合計 : 5	引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
8-5	教育施設等への甚大な影響	A : 5 B : 1 合計 : 6	引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

：脆弱と評価されたリスクシナリオ

(2) 提案事業

既に強靱化に資する多くの事業が実施されていますが、今後、本計画の基本目標を達成し、強靱な地域づくりを実現するために新たに取組みが必要と考えられる事業を以下に示します。

①人的支援の受入体制の強化(リスクシナリオ2-5、8-2)

県内外からの救援部隊の受入れ等の受援力向上を図るため、他の自治体や防災関係機関等との連携を一層強化することが必要です。

②電源途絶に対する予備電源の確保(リスクシナリオ2-5、4-1)

災害時に迅速かつ円滑な予備電源の供給が可能となるよう、石油、LPガス等の燃料の供給事業者等との協力体制の構築が必要です。

③医療施設及び避難所等における非常用発電設備等の確保(リスクシナリオ2-5)

災害時に、医療施設や避難所等の防災活動拠点としての役割が求められる施設において、その機能が十分確保できる非常用電源設備等の確保が必要です。

④生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保(リスクシナリオ6-1)

生活・経済活動の重要施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等により、非常時にも活用できる電源(常用非常用併用電源)の確保が必要です。

⑤災害廃棄物の処理体制の整備(リスクシナリオ2-6、8-1)

災害時に想定される大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する

ための体制の整備が必要です。

⑥良好な環境の維持・形成（リスクシナリオ2-6）

生活衛生環境を確保するため日常的な消毒や衛生害虫に係る相談等の体制を構築するとともに、避難所でのし尿処理体制の構築に努めることが必要です。

⑦避難行動要支援者対策（リスクシナリオ2-7）

高齢者や障害者及び外国人など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や、名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別避難計画の策定について取組みの促進が必要です。

⑧災害時における外国人の安全確保（リスクシナリオ2-7）

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した多言語による情報発信等を行うことが必要です。また、外国人旅行者に対し、災害時の防災情報が速やかに提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、観光施設・宿泊施設などと連携を図ることが必要です。

⑨防災情報の収集機能強化（リスクシナリオ4-1）

民間通信事業者の回線が停止した場合にも県や防災関係機関との通信ができるよう、県防災行政無線等を整備、維持・管理し、適切な運用を図ることが必要です。

⑩民間企業におけるBCPの策定促進（リスクシナリオ5-1、8-4）

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりの促進が必要です。

⑪農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化（リスクシナリオ7-3）

被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取組みを推進することが必要です。

⑫計画的な緑の整備（リスクシナリオ7-4）

緑の保全や緑化の推進への総合的・計画的な取組みを推進することが必要です。

⑬農業生産基盤の整備（リスクシナリオ7-4）

農業地域では、農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進することが必要です。

⑭災害廃棄物の広域的な処理対応（リスクシナリオ8-1）

災害時に想定される大量の災害廃棄物を処理するため、広域的な自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ることが必要です。

⑮地域人材の活用等（リスクシナリオ8-2）

災害時の復旧・復興に関する人材不足に備え、平常時から地域の人材に関する情報収集や協力を得るための連携体制づくりが必要です。

⑯教育施設等の防災拠点機能の強化（リスクシナリオ8-5）

教育施設等は、災害発生時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それに対応した機能の強化が必要です。

第4章 計画の推進と進捗管理

1. 施策の重点化

31 のリスクシナリオについて、本市が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果の大きさや緊急度の視点から、16の重点化すべきリスクシナリオを選定しました。

<重点化の視点>

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
緊急度	当該施策の緊急性がどの程度高いか
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国や県の強靱化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など県外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

<重点化すべきリスクシナリオ>

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波の発生及び津波流入による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
2-3	救助・救急、医療活動の長期途絶		
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所、消防署、警察署等の職員や、管理施設・設備の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地域経済活動の低下
		5-2	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気・ガス・水道等）の長期間にわたる供給停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

2. 推進体制

地域計画の推進にあたっては、消防・防災だけでなく、まちづくり、教育、情報、医療・福祉などの部局と、目標及び情報の共有化のもと、全庁一丸となって推進をしていくことが必要となります。また、国、県、関係団体、民間事業者及び住民等との連携、協力を図ることが重要であり、平時から様々な取組みを通じた関係構築を進めるものとします。

3. 進捗管理

地域計画を確実に推進するため、それぞれの取組みの進捗状況を毎年度把握していくものとします。進捗状況の把握にあたっては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携して実施するものとし、KPIを設定したものについては、途中経過の数値等の把握に可能な限り努めるものとします。

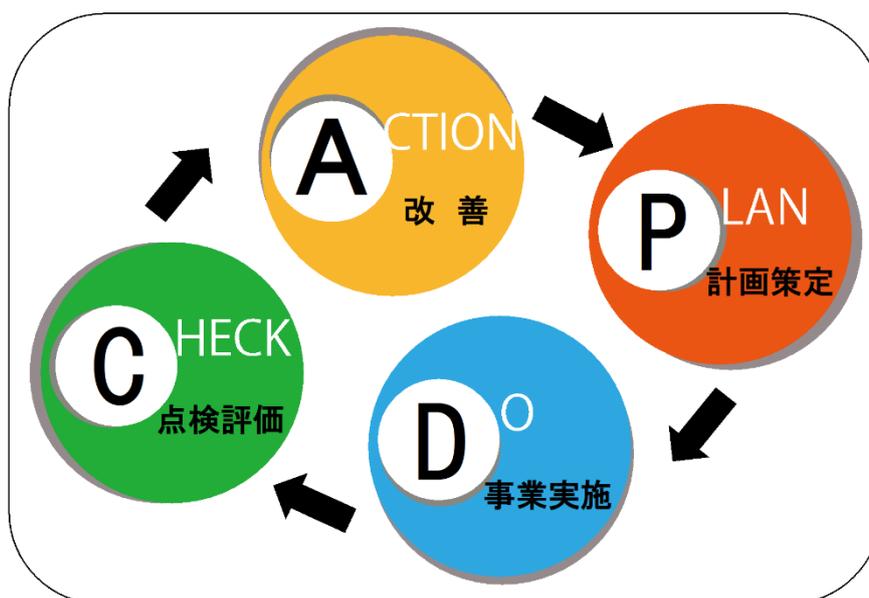
本市だけでは対応できない事項については、国・県・防災関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の進捗を図ることとします。

4. 計画の見直し

地域計画は、社会情勢や取り巻く環境の変化、国・県等の国土強靱化に関する取組み状況等を勘案するとともに、PDCAサイクルの検証、あるいは本市総合計画（基本構想、基本計画）の計画期間が平成23年度から令和4年度の12年間となっていることなどから、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、地域計画は、国土強靱化に関係する指針として位置づけているものであることから、国土強靱化に関する他の計画については、それぞれの計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要な検討を行い、整合を図るものとします。

<PDCAサイクル>



勝浦市国土強靱化地域計画 脆弱性評価に関する資料

〔1〕リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

(1) 評価の方法

本市が取組んでいる事業を、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び施策分野（個別施策分野、横断的施策分野）ごとに分類して作成した脆弱性評価シート（マトリクス）を用いて、脆弱性の評価を行った。

評価にあたっては、リスクシナリオごとの平均事業数（分類した事業の延べ数（214 事業）をリスクシナリオ数（31 シナリオ）で除した事業数（6.9 事業））の半数（3.45 事業≒4 事業）を下回る場合、新規施策（事業）を展開する必要がある脆弱なリスクシナリオと評価することとした。

事業数と評価は以下の通りとした。

事業数	評価内容
事業数 10 以上	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進する。
事業数 5 以上	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
事業数 4 以下	新たな事業の検討が必要

評価の結果、リスクシナリオに新たに施策・事業を追加する場合は「①追加が必要な施策・事業」として、他のリスクシナリオに位置付けられている施策・事業を、新たに位置付ける場合は「②施策・事業の位置付けの追加」として方向性を示すこととした。

また、事業そのものの特性と現在の取組状況から施策（事業）の評価を行い、以下に示すB～Dの各領域に該当する施策（事業）については、強靱化に向けた今後のあり方等を検討する施策（事業）として、「③B 評価及びC 評価の事業の取組方針」を示すこととした。

■ 施策（事業）評価の考え方

		取組状況			
		十分 やっている	ある程度 やっている	やっていない	わからない
施策（事業） の特性	防災・減災対策を直接の目的とした事業である	リスクシナリオの回避に大きな効果が見込まれる	A（引き続き維持）	B（取組みの強化が必要）	
		リスクシナリオの回避にある程度の効果が見込まれる			
	防災・減災対策を直接の目的とした事業ではない	リスクシナリオの回避に大きな効果が見込まれる	C（取組みの工夫が必要）	D（取組方針の検討が必要）	
		リスクシナリオの回避にある程度の効果が見込まれる 関連する他の事業と連携することで効果が見込まれる			

(2) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

【〇〇】は施策名、〔〇〇〕は事業を表す（（ ）内は、目的・効果・取組状況から判定した評価結果）。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
事業数	A:11 C:2 合計:13
評価	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進するとともに、C 評価の事業の効果向上に資する工夫が必要である。
③B 評価及び C 評価の事業の取組方針	
【道路・交通基盤の整備】	
〔道路改良事業(C)〕〔橋りょう維持事業(C)〕	
避難経路の確保や交通の寸断による孤立等を防ぐため、幹線道路整備を進め、災害などの緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要。そのため、引き続き、道路や橋りょうの維持・管理に係る取組みを継続していくとともに、予算の確保や道路インフラ施設の老朽化対策を行うことが必要。道路改良事業や、計画に基づく橋りょうの長寿命化及び橋りょうの修繕、架替えに係る事業において計画通りの事業進捗を図るため、継続的な予算確保に努めることが必要。	

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
事業数	A:6 合計:6
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
—	

1-3) 広域にわたる大規模津波の発生及び津波流入による多数の死者の発生	
事業数	A:11 合計:11
評価	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進する。
—	

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

事業数	A:3 B:2 C:1 合計:6
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化及びC評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要なに応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
<p>②施策・事業の位置付けの追加</p> <p>【消防・防災体制の充実】</p> <p>〔災害対策啓発事業(A)〕</p> <p>インターネットや SNS などを通じて拡散される不確かな情報も多い中、市として確かな防災情報の発信を継続して行い、住民の防災意識の向上を図る。</p> <p>【消防・防災体制の充実】</p> <p>〔自主防災組織推進事業(A)〕</p> <p>大規模災害発生時、自治体や関係機関は緊急の初動対応のため「公助」が難しい局面が予想される。このため、地域の災害初期対応においては「自助・共助」の役割が重要であり、各地区へ自主防災組織を設立し地域ごとの防災力を高めることを推進する。</p> <p>③B 評価及び C 評価の事業の取組方針</p> <p>〔ため池の適正な管理(B)〕</p> <p>合わせて、ため池や水利施設の耐震性の点検を行い、必要なに応じて耐震化整備計画を策定し、耐震化整備を推進するとともに、ため池の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を図ることが必要。</p> <p>〔河川改修事業(B)〕</p> <p>河川水の流れを円滑にするために、法面崩落や決壊等を防止するための整備を図ることが必要。</p> <p>【道路・交通基盤の整備】</p> <p>〔排水整備事業(C)〕</p> <p>浸水被害を軽減するため、道路排水の渋滞や破損箇所の修繕とともに、河川の流路や法面の適正な管理を行い、平常時から排水不良箇所の解消に努めるとともに重点箇所を優先的に整備するなど、事業の促進を図る取組みが必要。</p>	

1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

事業数	A:6 合計:6
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要なに応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
—	

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

事業数	A:15 合計:15
評価	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進する。
—	

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

事業数	A:5 合計:5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
—	

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

事業数	A:2 B:1 C:4 合計:7
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、B 評価の事業の取組みの強化、及び C 評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

【道路・交通基盤の整備】

〔河川改修事業(B)〕

河川水の流れを円滑にするために、法面崩落や決壊等を防止するための整備を図ることが必要。

〔道路改良事業(C)〕〔災害防除事業(C)〕〔橋りょう維持事業(C)〕〔トンネル修繕事業(C)〕

避難経路の確保や交通の寸断による孤立等を防ぐため、幹線道路整備を進め、災害などの緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要。そのため、引き続き、道路や橋りょうの維持・管理に係る取組みを継続していくとともに、予算の確保や道路インフラ施設の老朽化対策を行うことが必要。道路改良事業とともに、各種計画に基づき、橋りょうやトンネル、道路の標識や照明、法面・盛土・擁壁等を、長寿命化及び新設等を進捗出来るよう、継続的な予算確保に努めることが必要。

2-3) 救助・救急、医療活動の長期途絶	
事業数	A:5 合計:5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
—	

2-4) 想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足	
事業数	A:5 合計:5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
—	

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
事業数	A:3 合計:3
評価	新たな事業の検討が必要
<p><u>①追加が必要な施策・事業</u></p> <p>【人的支援の受入体制の強化】 県内外からの救援部隊の受入れ等の受援力向上を図るため、他の自治体や防災関係機関等との連携を一層強化することが必要。</p> <p>【電源途絶に対する予備電源の確保】 災害時に迅速かつ円滑に、石油、LPガス等の燃料の供給協力が得られるように、石油事業者等との協力体制の構築が必要。</p> <p>【医療施設及び避難所等における非常用発電設備等の確保】 災害時に、医療施設や避難所等の防災活動拠点としての役割が求められる施設において、その機能が十分確保できる非常用電源設備等の確保が必要。</p>	

2-6) 被災地域における疫病・感染症等の大規模発生	
事業数	A:2 C:3 合計:5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、C 評価の事業の効果向上に資する工夫並びに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

①追加が必要な施策・事業

【災害廃棄物処理体制の構築】

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備することが必要。

【良好な環境の維持・形成】

生活衛生環境を確保するため日常的な消毒や衛生害虫に係る相談等の体制を構築するとともに、避難所でのし尿処理体制の構築に努めることが必要。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

【市民の健康管理の実施】

〔健康診査の実施(C)〕〔がん検診の実施(C)〕

予防接種、健康診査やがん検診を行うことで平時より市民の健康管理を促進し、感染症の発生・まん延を防止する取組が必要。また、災害発生時の衛生的な生活環境維持のため、消毒及び害虫駆除等に必要な資機材及び人員体制の整備を進めるとともに、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するために必要となる衛生資機材の備蓄を進めることが必要。さらに、千葉県や夷隅保健所からの感染症情報を関係機関と共有し、協力して感染拡大防止を進める取組が必要。

〔浄化槽設置補助事業(C)〕

生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及啓発を図るとともに、水質環境改善に向けた啓発に努めることが必要。

2-7) 要配慮者利用施設機能の麻痺

事業数 A:3 合計:3

評価 新たな事業の検討が必要

①追加が必要な施策・事業

【避難行動要支援者対策】

高齢者や障害者及び外国人など災害時の避難行動に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や、名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別避難計画の策定について取組みの促進が必要。

【災害時における外国人の安全確保】

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した多言語による情報発信等を行うことが必要。また、外国人旅行者に対し、災害時の防災情報が速やかに提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、観光施設・宿泊施設などと連携を図ることが必要。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市役所、消防署、警察署等の職員や、管理施設・設備の被災による行政機能の大幅な低下	
事業数	A:10 C:5 合計:15
評価	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進するとともに、C 評価の事業の効果向上に資する工夫が必要である。
<p>③B 評価及び C 評価の事業の取組方針</p> <p>【交通安全対策の推進】</p> <p>〔交通安全対策の推進(C)〕</p> <p>警察、交通安全協会等と連携し、災害時に想定される交通障害とその対処方法などに関する日常的な交通安全教育や講習、情報提供等が必要。</p> <p>【防犯対策の推進】</p> <p>〔防犯灯整備・管理事業(C)〕〔防犯関係団体支援事業(C)〕〔防犯パトロール事業(C)〕〔防犯カメラ設置事業(C)〕</p> <p>日常的に警察と関係機関、住民組織等との連絡を密にすることで、あらかじめ災害時の防犯対策への対応や情報共有に努めることが必要。また、抑止力の強化を目的として、市内主要道路への防犯カメラやLED防犯灯の設置を継続する。</p>	

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
事業数	A:3 合計:3
評価	新たな事業の検討が必要
<p>①追加が必要な施策・事業</p> <p>【防災情報の収集機能強化】</p> <p>民間通信事業者の回線が停止した場合にも県や防災関係機関との通信ができるよう、県防災行政無線等を整備、維持・管理し、適切な運用を図ることが必要。</p> <p>【電源途絶に対する予備電源の確保】</p> <p>災害時に迅速かつ円滑な予備電源の供給が可能となるよう、石油、L P ガス等の燃料の供給事業者等との協力体制の構築が必要。</p>	

4-2) 防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態	
事業数	A:5 合計:5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
-	

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による地域経済活動の低下	
事業数	A:1 B:1 C:6 合計:8
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、B 評価の事業の取組みの強化、及び C 評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要なに応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
<p><u>①追加が必要な施策・事業</u></p> <p>【民間企業におけるBCPの策定促進】</p> <p>民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりの促進が必要。</p> <p><u>③B 評価及び C 評価の事業の取組方針</u></p> <p>〔漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定(B)〕</p> <p>市営漁港等の被災時、災害復旧事業を迅速に進めるための協定に基づく調査設計の支援が必要。</p> <p>【商工業の経営基盤の強化】</p> <p>〔経営近代化融資事業(中小企業資金融資制度)(C)〕</p> <p>市内事業者の健全で安定したサービス提供のため、経営基盤強化に向け、支援を行うことが必要。</p> <p>〔水産基盤施設ストックマネジメント事業(C)〕〔漁港施設用地等利用計画策定事業(C)〕〔水産物流通機能高度化対策事業(勝浦漁港)(C)〕〔農村環境保全事業(多目的機能支払交付金)(C)〕〔農林水産業者への制度融資及び利子補給(C)〕</p> <p>大規模地震時に物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送機関の連携等により、複数輸送ルートの確保を図るとともに、陸上輸送の寸断に備えた防災拠点漁港の耐震化を着実に進め、震災時に耐震岸壁が所要の機能を発揮できるよう岸壁前面の浚渫を計画的に実施することや、農林水産業者に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組みの推進が必要。</p>	

5-2) 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	
事業数	A:1 C:7 合計:8
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要なに応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
<p><u>③B 評価及び C 評価の事業の取組方針</u></p> <p>【道路・交通基盤の整備】</p> <p>〔道路改良事業(C)〕〔道路局部改良事業(C)〕〔災害防除事業(C)〕〔舗装新設事業(C)〕〔橋りょう維持事業(C)〕</p> <p>〔交通安全施設整備事業(C)〕〔トンネル修繕事業(C)〕</p>	

避難経路の確保や交通の寸断による孤立等を防ぐため、幹線道路整備を進め、災害などの緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要。そのため、引き続き、道路や橋りょうの維持・管理に係る取組みを継続していくとともに、予算の確保や道路インフラ施設の老朽化対策を行うことが必要。道路改良事業とともに、各種計画に基づき、橋りょうやトンネル、道路の標識や照明、法面・盛土・擁壁等を、長寿命化及び新設等を進捗出来るよう、継続的な予算確保に努めることが必要。

5-3) 食料等の安定供給の停滞

事業数	A:4 B:1 C:4 合計:9
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに B 評価の事業の取組みの強化、及び C 評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

〔漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定(B)〕

市営漁港等の被災時、災害復旧事業を迅速に進めるための協定に基づく調査設計の支援が必要。

〔水産基盤施設ストックマネジメント事業(C)〕〔海岸堤防等老朽化対策事業(C)〕〔漁港施設用地等利用計画策定事業(C)〕〔水産物流通機能高度化対策事業(勝浦漁港)(C)〕

大規模地震時に物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送機関の連携等により、複数輸送ルートの確保を図るとともに、陸上輸送の寸断に備えた防災拠点漁港の耐震化を着実に進め、震災時に耐震岸壁が所要の機能を発揮できるよう岸壁前面の浚渫を計画的に実施することが必要。また、本市の基幹産業である漁業活動の拠点であることから、災害の発生した場合、早急な復旧が必要不可欠となる。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) ライフライン(電気・ガス・水道等)の長期間にわたる供給停止

事業数	A:2 C:4 合計:6
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、C 評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

①追加が必要な施策・事業

【生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保】

生活・経済活動における重要施設においては、非常用発電機の整備や自立・分散型のエネルギーの導入等による非常時にも活用できる電源(常用非常用併用電源)の確保を促進することが必要。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

〔住宅用省エネルギー設備導入促進事業(C)〕

住宅用省エネルギー設備等の設置者に対して補助金を交付し、住宅用省エネルギー設備導入を促進する取組みにより、災害時の生活・経済活動の継続を図ることが必要。

〔浄化槽設置補助事業(C)〕

生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及啓発を図るとともに、水質環境改善に向けた啓発に努めることが必要。

【自然と共生する安全なまちづくり・環境の保全と循環型社会の形成(ごみ処理事業の継続)】

〔ごみ焼却施設改修事業(C)〕

一般廃棄物処理施設を適正に改築・修繕・更新し、老朽化対策を行い、災害に強い施設にし、業務の継続性を高めることが必要。

【自然と共生する安全なまちづくり・環境の保全と循環型社会の形成(し尿処理事業の継続)】

〔し尿処理施設改修事業(C)〕

継続的かつ安定したし尿処理機能を確保し、生活衛生環境を維持するため、計画的な点検・調査の実施を基に施設の改築・修繕・更新を行い、施設の老朽化対策を進め適正な管理運営を図ることが必要。

6-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

事業数	A:4 C:8 合計:12
評価	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫が必要である。

②施策・事業の位置付けの追加

〔道路改良事業(C)〕〔道路局部改良事業(C)〕〔舗装修繕事業(C)〕〔排水整備事業(C)〕〔災害防除事業(C)〕〔舗装新設事業(C)〕〔橋りょう維持事業(C)〕〔トンネル修繕事業(C)〕

避難経路の確保や交通の寸断による経済活動の停止を防ぐため、幹線道路整備を進め、災害などの緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要。そのため、引き続き、道路や橋りょうの維持・管理に係る取組みを継続していくとともに、予算の確保や道路インフラ施設の老朽化対策を行うことが必要。道路改良事業とともに、橋りょうやトンネル、道路標識や照明、道路の法面・盛土・擁壁等を、各種計画に基づき長寿命化及び、新設等を計画通りに進捗出来るよう、継続的な予算確保に努めることが必要。

6-3) 異常湧水等による用水の供給途絶

事業数	B:1 C:4 合計 5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、B 評価の事業の取組みの強化、及び C 評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

〔ため池の適正な管理(B)〕

市内のため池の状態を把握するとともに、適正な管理方法や今後の運用について関係団体との協議を推進することが必要。

〔林道維持補修事業(C)〕〔森林整備事業(C)〕

森林の利活用を図るため、計画的な森林整備事業の推進により林道整備や伐採等を行い、良好な森林環境の保全に努めることが必要。

〔農村環境の保全(C)〕

過疎化が進行する農村地域において環境保全の必要性の周知を図りながら、ほ場整備の完了した地区を中心に施設の老朽化対策等を実施し集落機能の向上に努めることが必要。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1)市街地での大規模火災の発生	
事業数	A:5 合計:5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
—	

7-2)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
事業数	A:4 C:1 合計:5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、C評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。
<p>③B評価及びC評価の事業の取組方針</p> <p>【道路・交通基盤の整備】</p> <p>〔道路改良事業(C)〕</p> <p>避難経路の確保や交通の寸断による孤立等を防ぐため、幹線道路整備を進め、災害などの緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要。そのため、引き続き、道路や橋りょうの維持・管理に係る取組みを継続していくとともに、予算の確保や道路インフラ施設の老朽化対策を行うことが必要。道路改良事業とともに、各種計画に基づき、橋りょうやトンネル、道路の標識や照明、法面・盛土・擁壁等を、長寿命化及び新設等を進捗出来るよう、継続的な予算確保に努めることが必要。</p>	

7-3)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
事業数	A:2 B:2 合計:4
評価	新たな事業の検討が必要

①追加が必要な施策・事業

【農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化】

被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取組みを推進することが必要。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

〔ため池の適正な管理(B)〕

市内のため池の状態を把握するとともに、適正な管理方法や今後の運用について関係団体との協議を推進することが必要。合わせて、ため池や水利施設の耐震性の点検を行い、必要に応じて耐震化整備計画を策定し、耐震化整備を推進するとともに、ため池の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を図ることが必要。

〔河川改修事業(B)〕

河川水の流れを円滑にするために、法面崩落や決壊等を防止するための整備を図ることが必要。

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事業数	C:4 合計:4
評価	新たな事業の検討が必要

①追加が必要な施策・事業

【計画的な緑の整備】

緑の保全や緑化の推進への総合的・計画的な取組みを推進することが必要。

【農業生産基盤の整備】

農業地域では、農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進することが必要。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

〔県営ほ場整備事業(C)〕

大規模自然災害による全国的な食料不足等に備え、首都圏の食料供給基地として、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化や畑利用等が可能となるほ場整備を推進することが必要。

〔林道維持補修事業(C)〕〔森林整備事業(C)〕

森林の利活用を図るため、計画的な森林整備事業の推進により林道整備や伐採等を行い、良好な森林環境の保全に努めることが必要。

〔農村環境の保全(C)〕

過疎化が進行する農村地域において環境保全の必要性の周知を図りながら、ほ場整備の完了した地区を中心に施設の老朽化対策等を実施し集落機能の向上に努めることが必要。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
事業数	A:2 C:1 合計:3
評価	新たな事業の検討が必要
<p>①追加が必要な施策・事業</p> <p>【災害廃棄物の処理体制の整備】 大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制の整備が必要。</p> <p>【災害廃棄物の広域的な処理対応】 大量に発生する災害廃棄物を処理するため、広域的な自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図ることが必要。</p> <p>③B 評価及び C 評価の事業の取組方針</p> <p>【自然と共生する安全なまちづくり・環境の保全と循環型社会の形成(ごみ処理事業の継続)】</p> <p>〔ごみ焼却施設改修事業(C)〕 一般廃棄物処理施設を適正に改築・修繕・更新し、老朽化対策を行い、災害に強い施設にし、業務の継続性を高めることが必要。</p>	

8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
事業数	A:3 B:1 合計:4
評価	新たな事業の検討が必要
<p>①追加が必要な施策・事業</p> <p>【人的支援の受入れ体制の整備】 県内外からの救援部隊の受入れ等の受援力向上を図るため、他の自治体や防災関係機関等との連携を一層強化することが必要です。</p> <p>【地域人材の活用等】 災害時の復旧・復興に関する人材不足に備え、平常時から地域の人材に関する情報収集や協力を得るための連携体制づくりが必要。</p> <p>③B 評価及び C 評価の事業の取組方針</p> <p>【漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定(B)】 市営漁港等の被災時、災害復旧事業を迅速に進めるための協定に基づく調査設計の支援が必要。</p>	

8-3) 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事業数	A:9 B:1 C:7 合計:17
評価	施策・事業数は充足しており、引き続き施策・事業を推進するとともに、B 評価の事業の取組みの強化、及び C 評価の事業の効果向上に資する工夫が必要である。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

【教育_学校教育と青少年教育の充実】

〔消防防災課との連携(B)〕

関係機関と連携し、小学生を対象とした効果的な防災学習の展開を図り、日頃から、地域における防災教育の充実とともに防災意識の醸成を図ることが必要。

【良質な住宅ストックの維持】

〔公営住宅整備事業(C)〕〔住宅リフォーム補助事業(C)〕

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、老朽化した市営住宅の建て替えや除却の推進とともに、木造住宅の耐震診断・改修を促進する取組みの強化が必要。

〔地籍調査事業(C)〕

災害発生後の迅速な復興に資するため、土地の実態を正確に把握することを目的とした地籍調査において、最新技術による測量と正しい境界の確認により正確な地籍図及び地籍簿の作成が必要。

【防犯対策の推進】

〔防犯灯整備・管理事業(C)〕〔防犯関係団体支援事業(C)〕〔防犯パトロール事業(C)〕〔防犯カメラ設置事業(C)〕

日常的に警察と関係機関、住民組織等との連絡を密にすることで、あらかじめ災害時の防犯対策への対応や情報共有に努めることが必要。また、抑止力の強化を目的として、市内主要道路への防犯カメラやLED防犯灯の設置を継続する。

8-4) 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

事業数	A:3 C:2 合計:5
評価	引き続き施策・事業を推進するとともに、C 評価の事業の効果向上に資する工夫並びに必要に応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

①追加が必要な施策・事業

【民間企業におけるBCPの策定促進】

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりの促進が必要。

③B 評価及び C 評価の事業の取組方針

【商工業の経営基盤の強化】

〔経営近代化融資事業(中小企業資金融資制度)(C)〕

市内事業者の健全で安定したサービス提供のため、経営基盤強化に向け、支援を行うことが必要。

〔農林水産業者への制度融資及び利子補給(C)〕

農林水産業者に対し、制度融資及び利子補給を実施することにより、災害等により被害を受けた市内事業者の経営基盤強化を図る取組みの推進が必要。

8-5)教育施設等への甚大な影響

事業数 A:5 B:1 合計:6

評価

引き続き施策・事業を推進するとともに、B評価の事業の取組みを強化並びに必要なに応じて新たな施策・事業の検討が必要である。

①追加が必要な施策・事業

【教育施設等の防災拠点機能の強化】

教育施設等は、災害時における避難場所や防災拠点等として利用されることも多いことから、それらに対応した機能の強化が必要。

③B評価及びC評価の事業の取組方針

〔消防防災課との連携(B)〕

関係機関と連携し、小学生を対象とした効果的な防災学習の展開を図り、日頃から、地域における防災教育の充実とともに防災意識の醸成を図ることが必要。

勝浦市国土強靱化地域計画

発行年月 令和3年3月
発行 勝浦市
編集 勝浦市消防防災課消防防災係
〒299-5292
千葉県勝浦市新官 1343 番地の1
TEL 0470 (73) 1211